第４部　海上交通

第１章　海上交通の現況

第１項　令和元年の海難等の状況

（１）船舶事故隻数、死者及び行方不明者数

●船舶事故隻数は 2,053 隻、前年から 125 隻（5.7%）減少した。

●海難及び船舶からの海中転落者による死者・行方不明者は 140 人、前年から 32 人（29.6%）増加した。

	令和元年	前年比
船舶事故隻数（隻）	2,053	△125
死者・行方不明者数（人）	140	△32

※いずれも本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。

※死者・行方不明者には、病気等によって操船が不可能になったことにより、船舶が漂流するなどの事故が発生した場合の死亡者を含む。

（２）船舶事故の主な特徴

●船舶種類別状況

船舶種類別では，プレジャーボートが 969 隻（47%）、漁船が 509 隻（25%）、貨物船が 251 隻（12%）、タンカーが 71 隻（４%）、遊漁船が 69 隻（3%）、旅客船が 44 隻（２%）、その他が 140 隻（７%）であり、小型船舶の事故隻数が全体の 75%を占めている。

●事故種類別状況

事故種類別では、衝突が 441 隻（22%）、乗揚が 304 隻（15%）等である。

●距岸別状況

距岸別では、港内が 890 隻（43%）、港内を除く３海里未満が 867 隻（42%）、３海里以上 12 海里未満で発生した海難が 219 隻（11%）等となっており、12 海里未満で発生した事故が全体の 96%と大半を占めた。

※1 海里：1,852m

●事故原因別状況

事故原因別では、見張不十分が 382 隻（19%）、操船不適切が 271 隻（13%）、船体機器整備不良が 186 隻（９%）等運航の過誤によるものが全体の 62%を占め、これに機関取扱不良 202 隻等を加えた人為的要因に起因するものが全体の 73%を占めた。

●海中転落事故の状況

船舶からの海中転落者数は 139 人で、これを船舶の用途別にみると、漁船が 81 人（58%）で最も多く、プレジャーボートが 32 人（23%）、一般船舶が 19 人（14%）、遊漁船が７人（５%）である。

（３）死者・行方不明者の発生状況

令和元年における、船舶事故による死者・行方不明者数は 80 人（前年より 30 人増加）であり、このうち 61%が漁船、19%がプレジャーボートによるものである。

また、船舶からの海中転落による死者・行方不明者数は、76 人（前年より３人増加）であり、このうち 67%が漁船、17%がプレジャーボートによるものである。

第２項　海難等の長期的推移

【令和元年交通安全白書の近年の海難等の状況抜粋】

我が国の周辺海域において、交通安全基本計画（以後「基本計画」という。）の対象となる船舶事故隻数の推移をみると、第２次基本計画期間（昭和 51～55 年度）の年平均では 3,232 隻であったものが、平成 30 年では 2,178 隻となっており、約３割減少した（図表１－１）

船舶種類別では、プレジャーボート、漁船、貨物船の順で事故隻数が多く、小型船舶（プレジャーボート、漁船、遊漁船※）の事故隻数は、全体の約７割を占めている（図表１－２）。

このような船舶事故の状況において，船舶自動識別装置（AIS）を活用した次世代型航行支援システムの運用をはじめ、海難防止思想の普及、民間団体の海難防止活動の展開、気象・海象情報の提供の充実等の各種安全対策を計画的に推進しており、一定の成果が認められるが近年の国民の余暇志向の高まりに伴い、マリンレジャーが急速かつ広範に国民に普及し、運航のための初歩的な知識・技能の不足した運航者が増加しており、引き続き安全対策を推進する必要がある。

海難による死者・行方不明者の数は，第 2 次基本計画期間の年平均で 426 人であったものが、平成 30 年では 50 人となっており、８割以上の減少となった。

また、基本計画の対象となる船舶からの海中転落者数の推移をみると、第２次基本計画期間の年平均人数では 313 人であったものが、平成 30 年では 138 人となっており、約５割の減少となっており、そのうち死者・行方不明者の数は，第 2 次基本計画期間の年平均で 268 人であったものが、平成 30 年では 73 人となっており、約７割の減少となった。

図表１－１　船舶事故隻数及びそれに伴う死者・行方不明者の推移

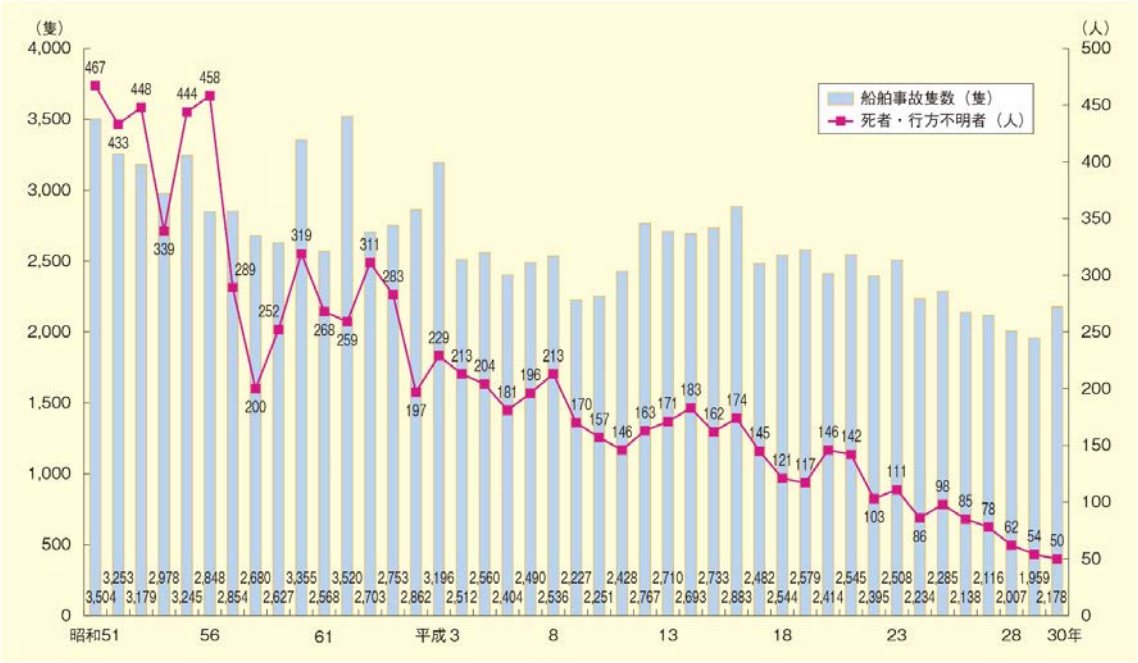

注　1　海上保安庁資料による。
　　2　死者・行方不明者には，病気等によって操船が不可能になったことにより，船舶が漂流するなどの海難が発生した場合の死亡した操船者を含む。

図表１－２　船舶種類別の船舶事故隻数の推移

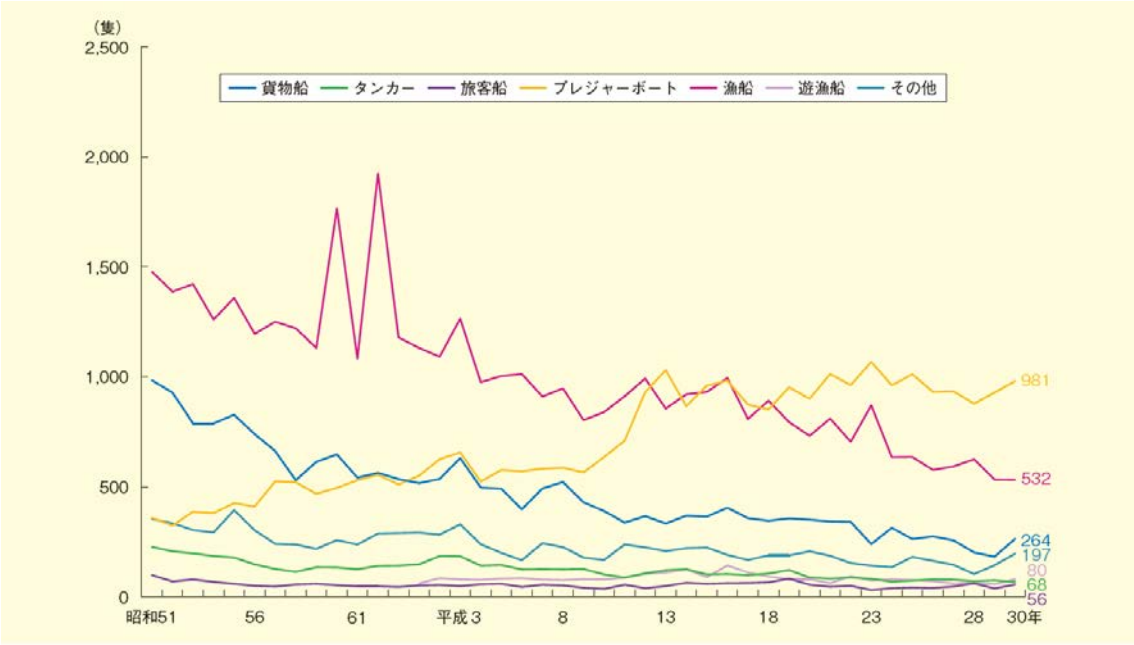

注　海上保安庁資料による。

第３項　海上交通安全対策関係予算の長期的推移

第９次及び第 10 次基本計画の期間中（平成 23～令和元年度）における海上交通安全対策関係予算の推移は下の表のとおりである。海上交通安全対策関係予算は、他経費と一体で執行している予算も含まれる。

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 交通環境の整備	10,360	12,094	9,656	9,378	9,529	10,025	14,535	3,563	3,750
（1）港湾等の整備	港湾整備事業費（166,649百万円）の内数	港湾整備事業費（168,529百万円）の内数	港湾整備事業費（169,632百万円）の内数	港湾整備事業費（231,223百万円）の内数	港湾整備事業費（231,411百万円）の内数	港湾整備事業費（231,712百万円）の内数	港湾整備事業費（232,057百万円）の内数	港湾整備事業費（232,754百万円）の内数	港湾整備事業費（276,006百万円）の内数
（2）航路標識の整備等	6,822	6,442	5,937	5,748	5,565	6,647	9,288	8,939百万円の内数	10,003百万円の内数
（3）海上交通に関する情報の充実	3,538	5,652	3,719	3,630	3,964	3,378	5,247	3,563	3,750
2. 船舶の安全性の確保	372	407	382	350	365	373百万円の内数	908百万円の内数	902百万円の内数	886百万円の内数
3. 安全な運航の確保	9,549	9,447	8,770	8,640	8,592	737	1,029	1,301	1,422
（1）警備救難業務の充実強化	642	689	657	650	707	737	1,029	1,301	1,422
（2）船員の資質の向上及び運航管理の適正化等	8,907	8,758	8,112	7,990	7,884	7,952百万円の内数	7,763百万円の内数	7,752百万円の内数	7,554百万円の内数
4. 海難救助体制の整備等	57,821	59,627	66,000	65,880	65,171	63,362	81,432	8,939百万円の内数に81,074百万円を加えた額	10,003百万円の内数に82,189百万円を加えた額
5. 海上交通の安全に関する調査研究	2,852	2,830	2,711	2,865	2,888	5,448百万円の内数に33百万円の内数を加えた額	5,302百万円の内数に35百万円の内数を加えた額	5,232百万円の内数に34百万円の内数を加えた額	5,219百万円の内数に33百万円の内数を加えた額
合　計	80,954	87,405	87,519	87,114	86,546	74,124	96,996	4,864	5,171

※単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので，単年度事業毎に積み上げた数値は，合計額と合致しない場合がある。

※内数表記を含むものについては，合計額に含めていない。

第２章　　第 10 次計画の評価の考え方

（1）　第 10 次基本計画の概要

●第 10 次基本計画では、「海難等のない社会を目指して」として、「基本的な考え方」を打ち出したうえで、「海上交通の安全についての目標」として次の３点を定めている。

①　2020 年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次基本計画期間の年平均（2,256 隻）から約半減（約 1,200 隻以下）することを目指すこととし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和２年までに少なくとも 2,000 隻未満とする。

②　ふくそう海域※における，情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下）を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。

※船舶が多数通航する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港

③　海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率 95%以上とする。

［個別目標］

・20 トン未満の船舶からの海難による海中転落の救助率を 35%以上

・海上保安庁が認知した船舶事故及び船舶からの海中転落事故のうち、海難発生から２時間以内に認知したものの割合（以下「２時間以内関知率」という）85%以上

●第 10 次基本計画では、「海上交通の安全についての対策」を考えるうえで、次の「４つの視点」を示している。

①　ヒューマンエラーによる事故の防止

②　ふくそう海域における大規模海難の防止

③　旅客船の事故の防止

④　人命救助体制及び自己救命対策の強化

●また「講じようとする施策」（以下「施策」という。）は、次の「10 の柱」に沿って整理されている。

第 10 次基本計画における 10 の柱

① 海上交通環境の整備　② 海上交通の安全に関する知識の普及 ③ 船舶の安全な運航の確保　④ 船舶の安全性の確保　⑤ 小型船舶の安全対策の充実 ⑥ 海上交通に関する法秩序の維持　⑦ 救助・救急活動の充実　⑧ 被害者支援の推進 ⑨ 船舶事故等の原因究明と再発防止　⑩ 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実

（2）　評価対象の種類

●第 10 次基本計画の評価にあたっては、第９次基本計画の評価と同様に、海上交通の安全についての目標の達成状況を「計画全体」として評価する（図表２－１）。（第３章）

●施策については、第 10 次基本計画の評価では、海上交通の安全についての３つの目標に「目標に特化しない包括的な安全確保」を加えた４つを施策群として設定し、それぞれの施策群に各施策を関連付けて評価を行う。

図表２－１　第 10 次基本計画の概要と評価の種類の関係

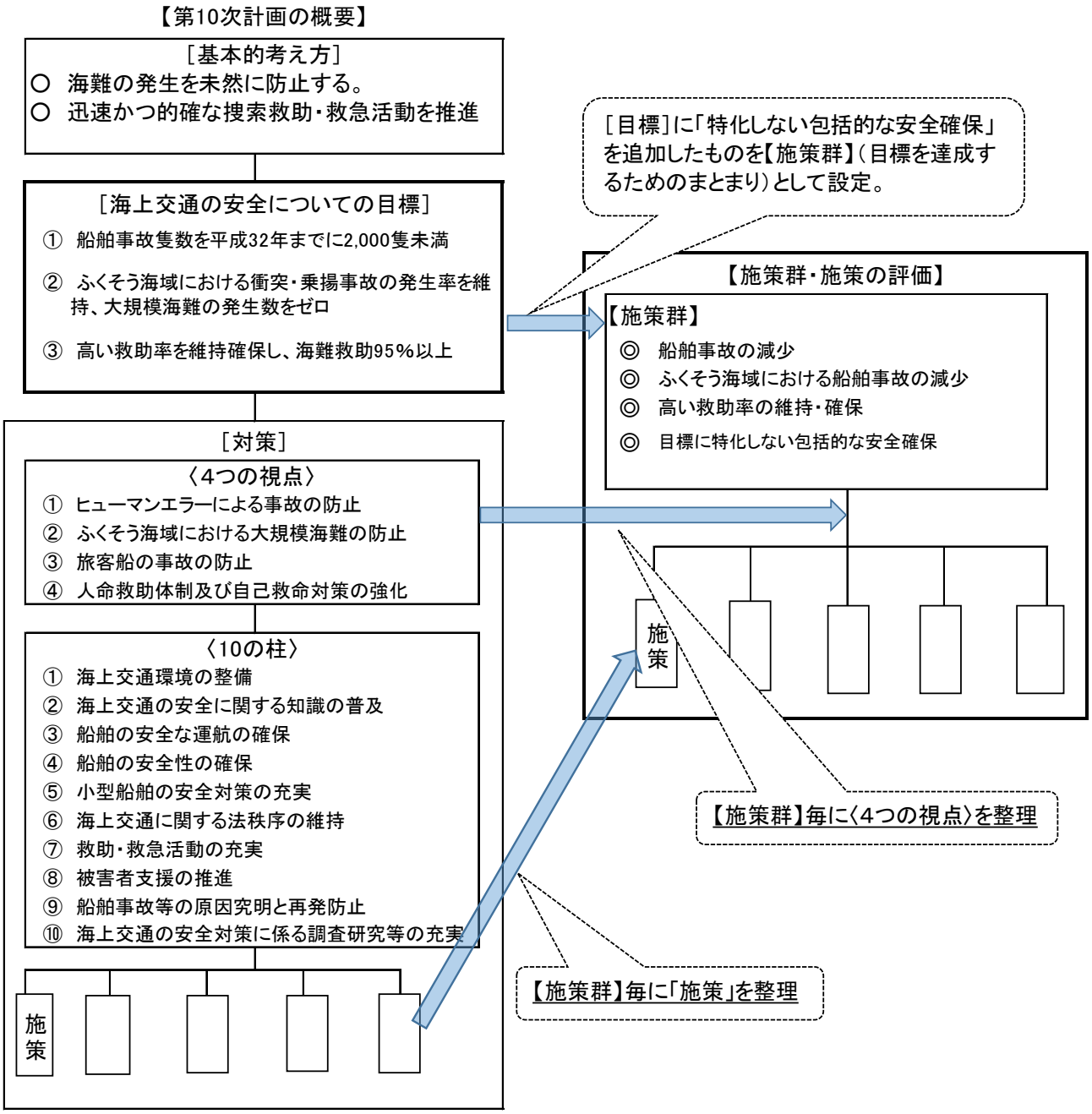

（３）　海上交通の安全についての目標の整理

●第 10 次基本計画で定めている目標のうち「我が国周辺で発生する船舶事故隻数～」や「ふくそう海域における船舶海難～」については、それぞれ事故隻数を計上する海域及び対象船舶を

整理したうえで、該当する各施策の点検により評価作業を進めていくものとする。

●「我が国周辺で発生する船舶事故隻数～」の目標については、ふくそう海域を含む我が国周辺の全体における船舶事故隻数とする一方、「ふくそう海域における船舶海難～」については、船舶が多数通航する東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港と海域を限定している。

●また、これら２つの目標の達成度の指標となる「船舶事故隻数」のうち、対象となる「船舶」について整理すると、「我が国周辺で発生する船舶事故隻数～」に関する計上対象船舶は、船型種別は問わず、貨物船、旅客船、タンカー、漁船、プレジャーボート等と設定する。

●次に「ふくそう海域における船舶海難～」に関する計上対象船舶は、「総トン数 100 トン以上の船舶及び AIS 搭載船舶」と設定する。

さらに、航路閉塞や多数の死傷者の発生の大規模海難のおそれがあるのは、「大型貨物船及びタンカーや旅客船」と推測されることからこれら船舶を計上対象船舶と設定する。

●これら各目標に対する海域と対象船舶の整理については、図２－２のとおり

図２－２　第 10 次基本計画の各目標の対象海域及び船舶について

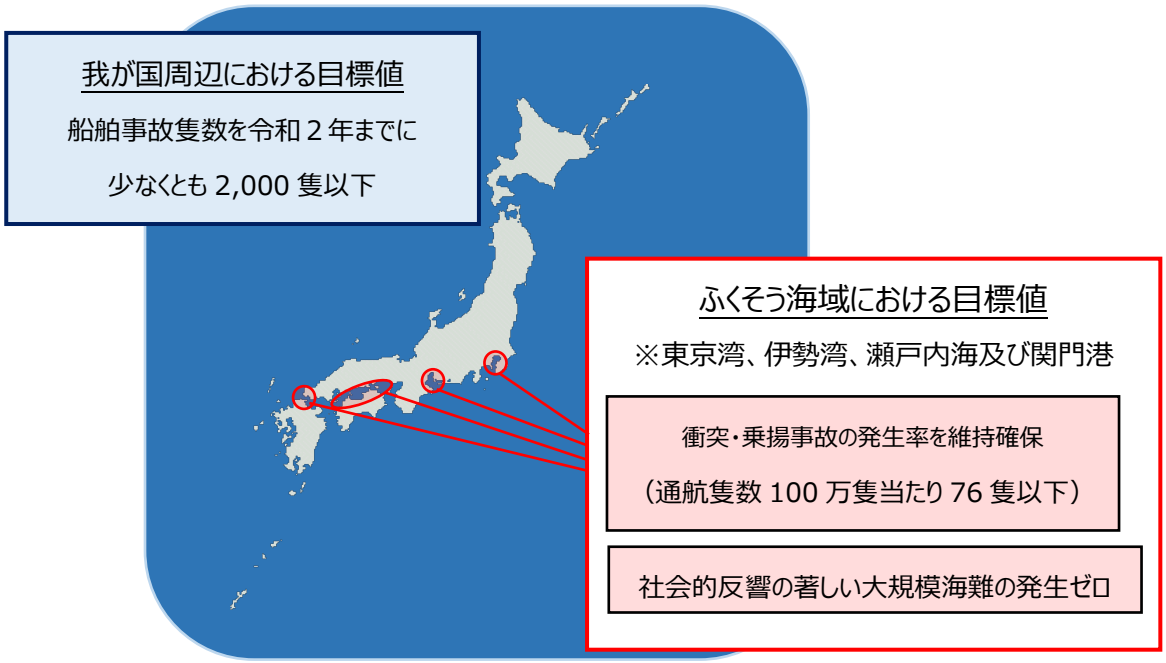

第３章　第 10 次計画の横断的な評価

第１項　　第 10 次評価の横断的な評価の考え方

①　施策群の評価の方法

（Ⅰ）最終アウトカムの設定

図表２－１を踏まえ、各施策群の評価指標である最終アウトカムを図表３-１～図表３-３に示す。

施策群として「船舶事故の減少」、「ふくそう海域の船舶事故の減少」、「高い救助率の維持・確保」「目標に特化しない包括的な安全確保」を設定する。

ⅰ）施策群「船舶事故の減少」の最終アウトカム

最終アウトカムとして基本計画の目標でもある「我が国周辺で発生する船舶事故隻数令和２年までに少なくとも 2,000 隻未満とする」を設定する。

また、分析の際には、基本計画の４つの視点のうち「ヒューマンエラーによる事故の防止」、「ふくそう海域における大規模海難の防止」、「旅客船の事故の防止」を評価の視点として整理するとともに、主な施策の実績となる中間アウトカムを関連付けて商船（旅客船・貨物船・タンカー）やプレジャーボート、漁船を含めた船舶事故隻数のほか、小型船舶の事故要因として割合の高いヒューマンエラーによる事故の防止策などの観点に着目し、分析評価を行う。(図表３-１)。

図表３-１　施策群「船舶事故の減少」の評価の観点及び最終アウトカム

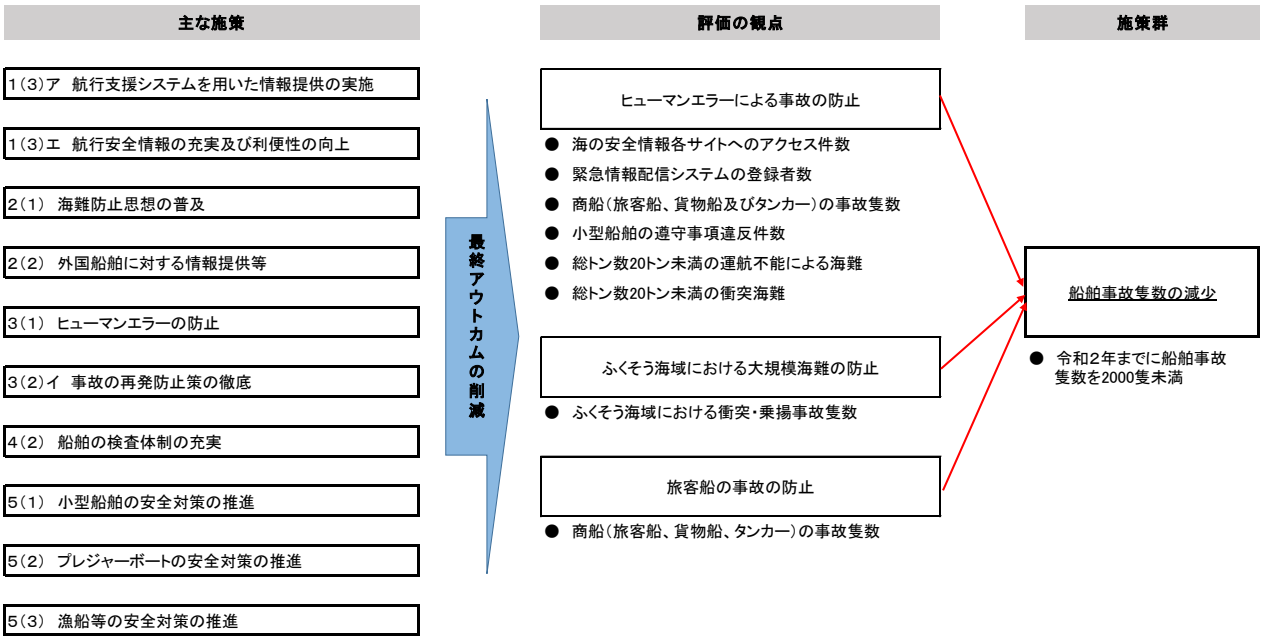

ⅱ）施策群「ふくそう海域の船舶事故の減少」の最終アウトカム

最終アウトカムとして基本計画の目標でもある「ふくそう海域における衝突・乗揚事故の発

生率（通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下）を維持確保」及び「航路閉塞や多数の死傷者が発生するな

どの社会的影響が著しい大規模海難の発生をゼロ」を設定する。

また、各施策の分析の際には、基本計画の４つの視点のうち「ヒューマンエラーによる事故の防止」、「ふくそう海域における大規模海難の防止」、「旅客船の事故の防止」を評価の視点として整理するとともに、主な施策の実績となる中間アウトカムを関連付け、商船（旅客船・貨物船・タンカー）の事故隻数のほか、海上交通センターからの情報提供件数、管制船舶隻数、危険防止のための指示・勧告件数などの観点に着目し、分析評価を行う（図表３－２）。

図表３－２　施策群「ふくそう海域の船舶事故の減少」の評価の観点及び最終アウトカム

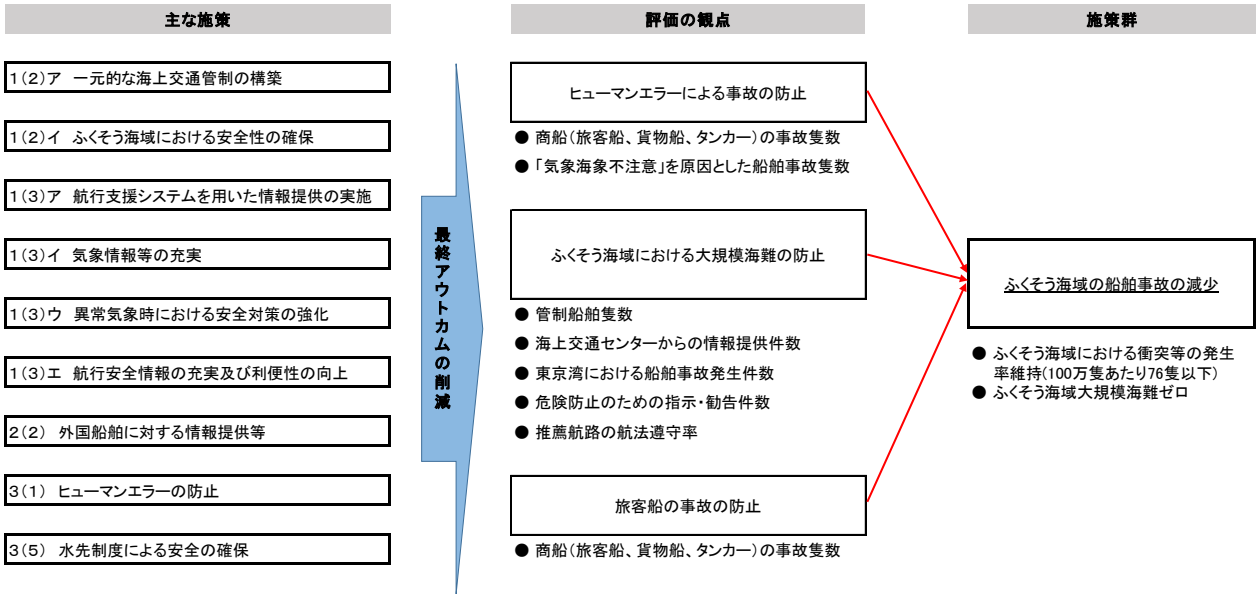

iii）施策群「高い救助率の維持・確保」の最終アウトカム

最終アウトカムとして「救助率 95%以上」を設定する。

さらに個別目標が別途定められていることから、「中間アウトカム」として設定する。

［個別目標］

・20 トン未満の船舶からの海難による海中転落の救助率 35%以上

・海上保安庁が認知した船舶事故及び船舶からの海中転落事故のうち、海難発生から２時間以内に認知したものの割合（以下「２時間以内関知率」という）85%以上

また、各施策の分析の際には、基本計画で定める４つの視点のうち「人命救助体制及び自己救命対策の強化」を評価の視点として整理するとともに、主な施策の実績となる中間アウトカムを関連付け、「海難発生後２時間以内での海上保安庁の関知率」や「民間救助体制の強化」などの「救助者」の観点も加えるほか、ライフジャケットの着用」の影響が大きく左右していることから、これら「事故者」の救命対策に関する施策にも着目した分析評価を実施する。

（図表３－３）

図表３－３　施策群「高い救助率の維持・確保」の評価の観点及び最終アウトカム

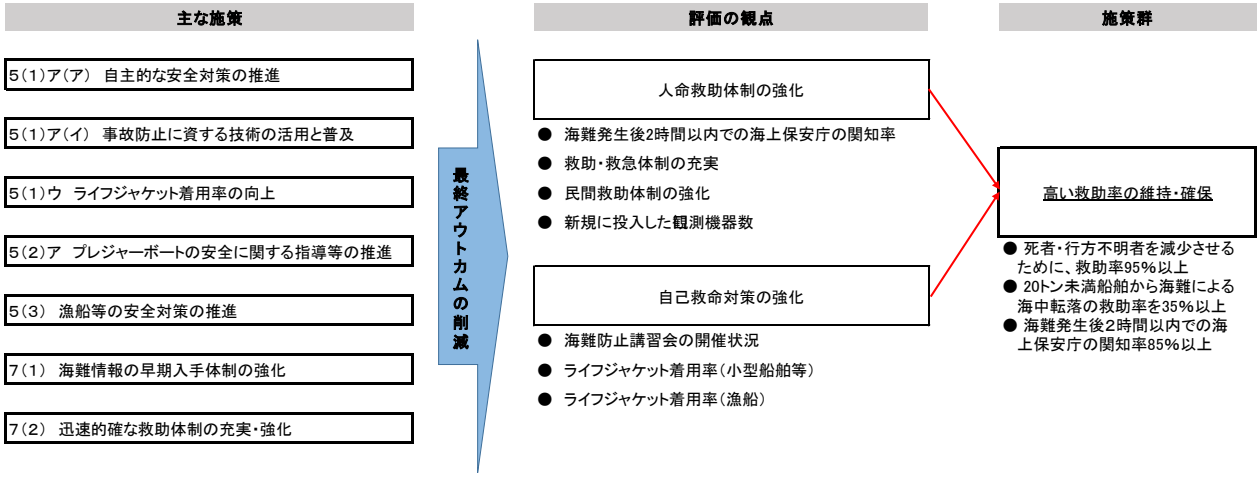

第２項　　第 10 次計画の横断的な評価結果

（Ⅰ）施策群の評価結果

施策群の評価結果は、以下のとおり。

（１）平成 30 年９月に、「非常に強い」勢力で日本列島に上陸した台風 21 号等の自然災害による船舶事故の発生が増加したことが一因となり、平成 30 年の船舶事故隻数については 2,178 隻（前年 1,959 隻）となっている。

平成 23 年からの船舶事故隻数の推移をみると、第９次基本計画期間（平成 23～27 年度）の年平均船舶事故隻数は 2,256 隻であったものが、第 10 次基本計画期間である平成 28～30 年の平均船舶事故隻数は 2,048 隻となっており、約９％減少している。

以上より実施している施策が船舶事故隻数の減少に寄与していると考えるが、引き続き、計画期間中の目標達成に向けて、より一層の関係省庁と連携した取組みが必要である。

図表３－４　船舶事故隻数の推移（平成 23～30 年）

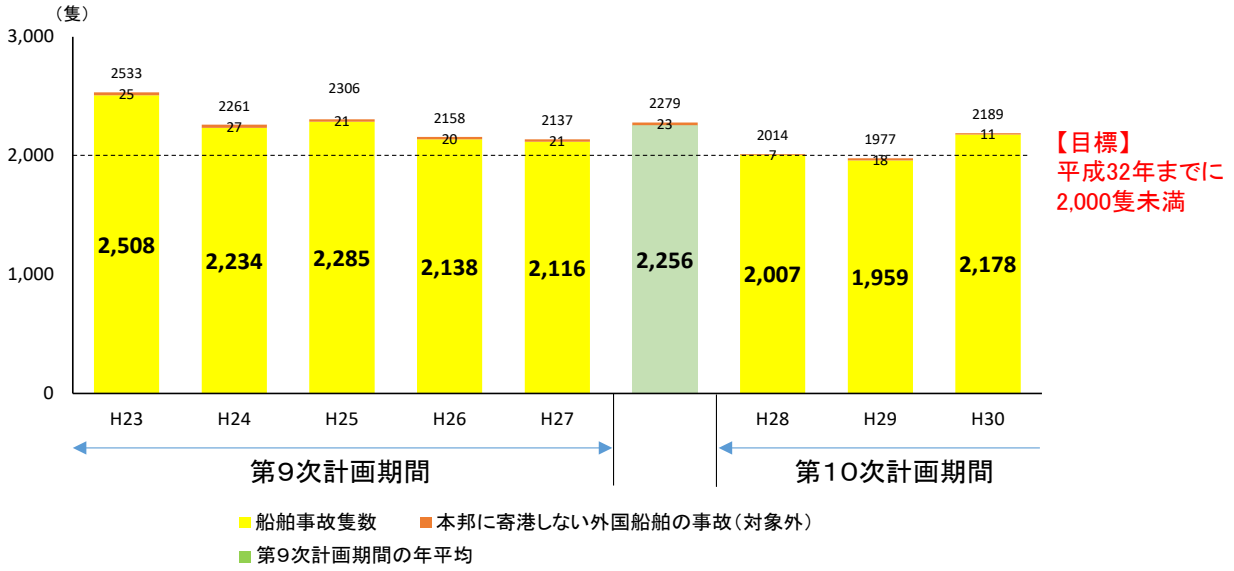

資料：「平成 30 年海難の現状と対策」（海上保安庁）

平成 30 年の船舶種類別の隻数は、プレジャーボート 981 隻（45%）が最も多く、次いで漁船 539 隻（25%）、貨物船 267 隻（12%）の順となり（図表３－５）、過去５年間の船舶種類別の隻数においても、プレジャーボートが最も多く、次いで漁船、貨物船の順である（図表３－６）。

※遊漁船：「遊漁船業の適正化に関する法律」（昭和 63 年法律第 99 号）第２条２項に規定する「遊漁船」をいう。

図表３－５
【船舶種類別の推移（過去5年間）】

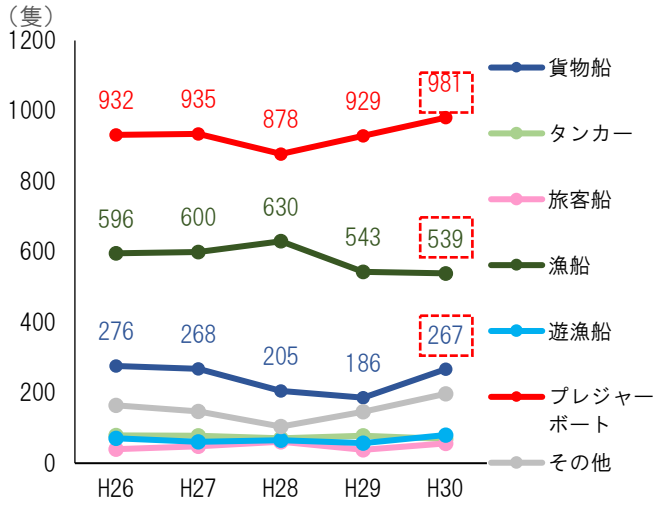

図表３－６
【船舶種類別の割合（過去5年間の累計）】

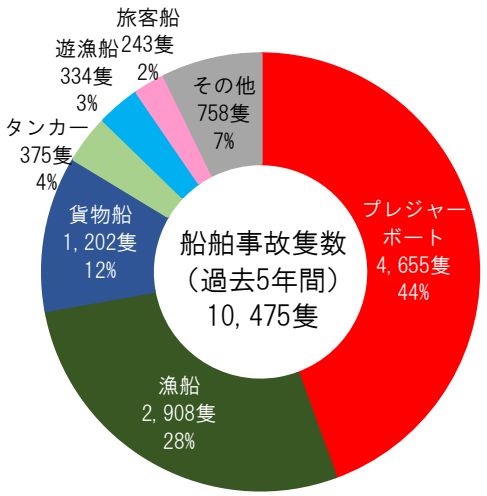

資料：「平成 30 年海難の現状と対策」（海上保安庁）

（２）ふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率について、平成 30 年においては、ふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通航隻数 100 万隻あたり 59 隻となっており、低発生水準を維持し、また平成 22 年から引き続き平成 30 年においても大規模海難の発生はゼロとなっており、実施している施策が同海域の安全確保に寄与しているものと考えられる（図表３－７）。

図表３－７　ふくそう海域における衝突、乗揚げ事故隻数の推移

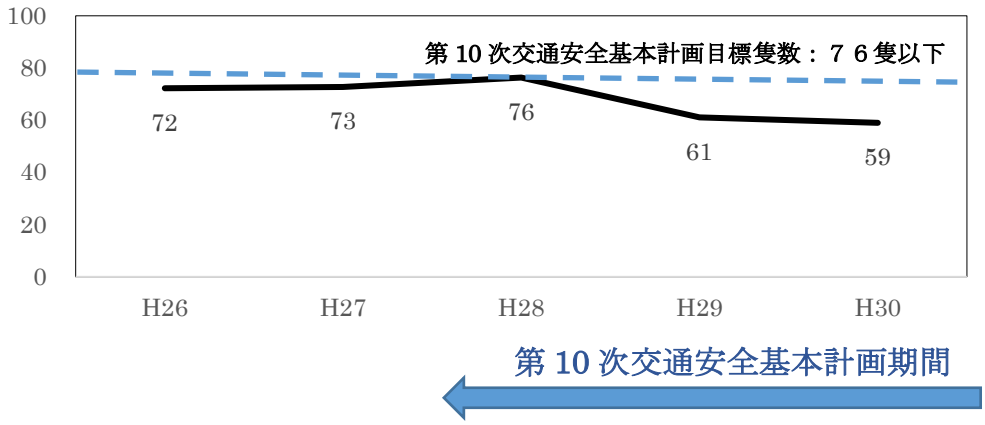

	H26	H27	H28	H29	H30
通航隻数 100 万隻あたりの事故隻数	72	73	76	61	59

対象海域 ： 航路及び航路付近海域(海上交通センターのレーダーサービスエリア)
ただし、名古屋港海上交通センターの全海域及び関門港以外の港域を除く
対象事故隻数 ： 総トン数 100 トン以上の船舶又は AIS 搭載船舶
AIS 通航隻数 ： 海上交通センター(名古屋港海上交通センターを除く)の情報提供可能海域内の航路を通航した AIS 搭載船

資料：海上保安庁

（３）要救助海難に対する全体の救助率については、図表３－８のとおり第 10 次基本計画期間中、目標値とする救助率 95%以上を達成しており、この結果は海上保安庁が関係機関と連携しつつ実施した各種取組が効果的に機能しているものと考えられる。

また、平成 30 年の 20 トン未満の船舶からの海中転落の救助率は 46%、２時間以内関知率は 75%となっている（図表３－９、３－１０）。

今後も捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を引き続き実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るなどして救助率の維持・向上に取り組んでいく。

図表３－８　要救助海難に対する全体の救助率

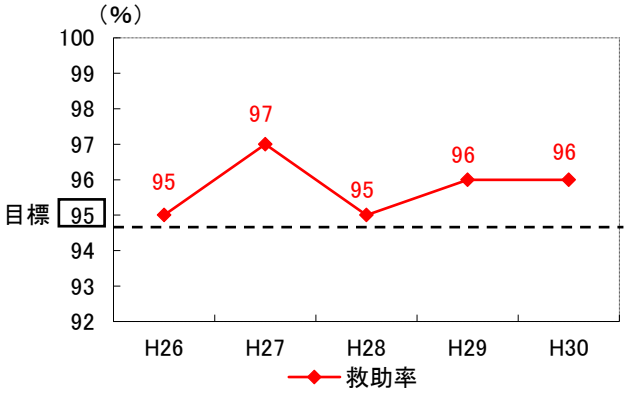

図表３－９　20 トン未満の船舶からの海中転落者救助率

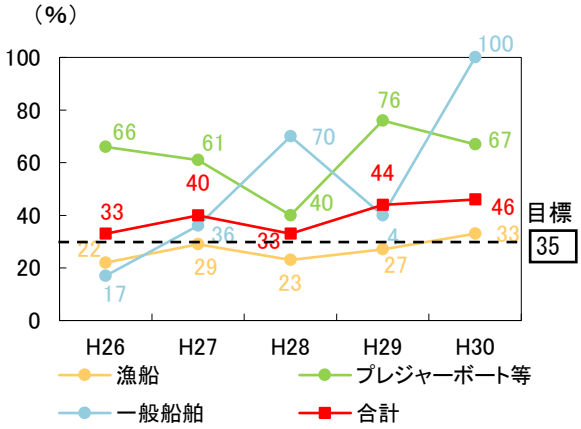

図表３－１０　２時間以内関知率

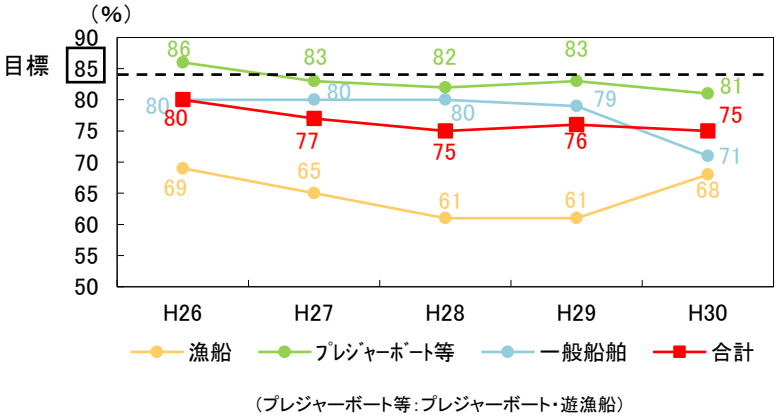

資料：「平成 30 年海難の現状と対策」（海上保安庁）

第４章　　重点施策及び新規施策の評価

第１項　　重点施策及び新規施策の評価の考え方

（1）　評価指標・評価方法

①評価指標の考え方

●第２章第１項(１)に記載の第 10 次基本計画の「目標」をベースに定めた施策群の項目を「船舶事故の減少」、「ふくそう海域の船舶事故の減少」、「高い救助率の維持・確保」、「目標に特化しない包括的な安全確保」と設定する。

また、第２章第１項(２)に記載のとおり、対象となる海域や船型種別を考慮したうえで、第 10 次基本計画の個別の施策を施策群毎に関連付けることによって「施策群」～「施策」の評価体系を構築している。

②資源を測る評価指標

●資源を測る評価指標である「インプット」は施策毎に設定し、行政機関と民間部門に分けて把握する。インプットの定義・例は、図表４－１のとおり。

図表４－１　インプットの定義・例

種　類	定　義	例
行政機関のインプット	・予算 ・情報提供・技術供与 ・規制の導入・強化　等	・関連府省庁の予算 ○○○円 ○○○円の内数　等 ・提供・供与した海上交通安全対策に関する情報・技術 種類・件数、提供した回数　等 ・導入・強化した規制 内容、対象
民間部門のインプット	・規制を遵守するための投資 ・交通安全推進コスト ・情報や経験・知見の提供等	・民間の救助団体の活動状況 ○○人 ○○○円　等

③実績・成果を測る評価指標

●施策群の成果を測る評価指標として、各施策群に位置付けられる「施策」の効果を包含する「最終アウトカム」を設定する（図表４－２）。なお、施策群のうち「目標に特化しない包括的な安全確保」には、対象、実施方法等が多様な施策が位置付けられており、施策の効果を包含した評価指標を設定することは難しいため、最終アウトカムは設定しない。

●各施策の実績・成果を測る評価指標として、実績を表す「アウトプット」と、成果を表す「中間アウトカム」のほか、施策の実施から直接的に生じるアウトプット、アウトカム以外の影響である「その他の影響」も考慮する。

図表４－２　実績・成果を測る評価指標の定義・例（施策群「船舶事故隻数の減少」）

対象	種　類	定　義	例
施　策群	最終アウトカム	・船舶事故隻数の減少	・船舶事故隻数を令和２年までに少なくとも 2,000 隻未満
施策	アウトプット	・官が行った施策の実施量（サービスの量、時間、回数など）	・海難防止講習会の開催状況 ・安全運行に関する指導隻数
	中間アウトカム	・施策の実施による船舶事故の直接的・間接的な削減や被害の軽減等	・総トン数 20 トン未満の船舶の船舶事故隻数（↘） ・漁船・遊漁船の事故隻数（↘）
	その他の影響	・施策の実施から直接生じる、アウトプットや１次アウトカム、２次アウトカム以外の影響	

注：（↗）・（↘）は、増減の方向性の目安を表す。

④最終アウトカムの評価指標の設定の観点

●各施策群において、第 10 次基本計画期間中における船舶事故の特徴や主な交通安全対策等から、評価指標の設定の観点を明らかにして最終アウトカムを設定する（図表４－３）。

図表４－３　施策群ごとの主な海上交通安全対策等と評価指標の設定の観点

施策群	主な海上交通安全対策等	評価指標の設定の観点
船舶事故の減少	・海難を防止するには、国民一人一人の海難防止に関する意識向上が必要であるため、関係省庁・団体と連携の上、海難防止講習会及び安全運行に関する指導等あらゆる機会を通じて事業者、操船者等の安全意識の向上を図った ・プレジャーボート、漁船などの小型船舶による海難が全体の７割を占めており、その原因の多くは見張り不十分や不適切な期間取り扱いなどのヒューマンエラーであるため、チェックリスト等のリーフレット等の配布を実施	・ヒューマンエラーによる事故の防止 総トン数 20 トン未満の船舶事故隻数 プレジャーボートの船舶事故隻数 ・ふくそう海域における大規模海難の防止 ふくそう海域における船舶事故発生件数 ・旅客船の事故の防止 商船（旅客船・貨物船・タンカー）の事故隻数
ふくそう海域の船舶事故の減少	・船舶交通の安全確保を図るための航路標識の整備 ・ふくそう海域での安全情報の提供や航行管制及び指導を実施 ・船舶自動識別装置（AIS）等を活用して、各種航行安全情報の提供や注意喚起を実施	・ヒューマンエラーによる事故の防止 商船（旅客船・貨物船・タンカー）の事故隻数 ・ふくそう海域における大規模海難の防止 ふくそう海域における船舶事故発生件数 海上交通センターからの情報提供件数 危険防止のための指示・勧告件数 ・旅客船の事故の防止 商船（旅客船・貨物船・タンカー）の事故隻数

施策群	主な海上交通安全対策等	評価指標の設定の観点
高い救助率の維持・確保	・20 トン未満船舶からの海難による海中転落の救助率の向上 ・海難情報の早期入手体制の強化 ・迅速的確な救助勢力の体制充実・強化 ・訪船指導のほかインターネットの活用による安全に関する情報の提供及び注意喚起の実施 ・ライフジャケットの常時着用のほか，防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保，緊急通報用電話番号「118 番」の有効活用を３つの基本とする指導をあらゆる手段を通じて強力に推進	・人命救助体制の強化 海上保安庁の２時間以内の関知率 ・自己救命対策の強化 ライフジャケットの着用率 （小型船舶・漁船）

(2) 施策と施策群の関係

第 10 次基本計画における施策と施策群の関係は、図表４－４のとおりである。令和元年度は、重点施策及び新規施策について評価を実施しその結果を、第２項に示す。

第 10 次計画施策一覧表

第10次交通安全基本計画　担当省庁一覧											
	施策群				重点及び新規（注）	その他の施策	担当府省庁	インプット	アウトプット	中間アウトカム	実績データを用いた評価
	船舶事故の減少	船舶事故の減少	ふくそう海域の	高い救助率の維持・確保	包括的						
1 海上交通環境の整備											
(1)交通安全施設等の整備											
ア 開発保全航路の整備、港湾の整備等交通安全施設の整備				○		○	国土交通省				
イ 漁港の整備				○		○	水産庁				
ウ 航路標識等の整備	○	○				○	国土交通省、海上保安庁				
エ 港湾における大規模災害対策の推進				○		○	国土交通省				
オ 漁港の耐震性の強化				○		○	水産庁				
カ 漂流ごみの回収による船舶交通安全の確保				○		○	国土交通省				
キ 港湾施設の老朽化対策の推進				○		○	国土交通省				
(2)ふくそう海域等の安全性の確保											
ア 一元的な海上交通管制の構築	○	○			○		海上保安庁	○	○	○	○
イ ふくそう海域における安全性の確保	○	○			○		海上保安庁	○	○	○	○
ウ 準ふくそう海域における安全性の確保	○	○			○		海上保安庁	○	○	○	○
(3)海上交通に関する情報提供の充実											
ア 航行支援システムを用いた情報提供の実施	○	○				○	国土交通省、海上保安庁				
イ 気象情報等の充実	○			○		○	国土交通省、海上保安庁				
ウ 異常気象時における安全対策の強化	○	○				○	国土交通省、海上保安庁				
エ 航海安全情報の充実及び利便性の向上	○	○				○	国土交通省、海上保安庁				
(4)高齢社会に対応した旅客船ターミナルの整備				○		○	国土交通省				

	施策群				重点及び新規（注）	その他の施策	担当府省庁	インプット	アウトプット	中間アウトカム	実績データを用いた評価
	船舶事故の減少	船舶事故の減少	ふくそう海域の	高い救助率の維持・確保	包括的						
2 海上交通の安全に関する知識の普及											
（1）海難防止思想の普及	○		○			○	国土交通省、海上保安庁				
（2）外国船舶に対する情報提供等	○	○				○	国土交通省、海上保安庁				
3 船舶の安全な運航の確保											
（1）ヒューマンエラーの防止	○	○			○		国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
（2）船舶の運航管理等の充実											
ア 旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化	○				○		国土交通省	○	○	○	○
イ 事故の再発防止策の徹底	○				○		国土交通省	○			○
ウ 運輸安全マネジメント評価の推進	○			○	○		国土交通省	○	○	○	○
エ 安全統括管理者及び運航管理者等に対する研修水準の向上	○			○	○		国土交通省	○	○	○	○
オ 安全情報公開の推進	○				○		国土交通省	○		○	○
（3）船員の資質の確保	○				○		国土交通省	○	○	○	○
（4）船員災害防止対策の推進				○		○	国土交通省				
（5）水先制度による安全の確保		○				○	国土交通省				
（6）外国船舶の監督の推進				○		○	国土交通省				
（7）大規模災害への対応の強化											
ア 旅客及び船舶の津波避難態勢の改善				○		○	国土交通省				
イ 大規模災害時の船舶の有効活用				○		○	国土交通省				
4 船舶の安全性の確保											
（1）船舶の安全基準等の整備				○	○		国土交通省	○		○	○
（2）船舶の検査体制の充実	○				○		国土交通省	○	○	○	○
（3）外国船舶の監督の推進				○		○	国土交通省				
5 小型船舶の安全対策の充実											
（1）小型船舶の安全対策の推進											
ア ヒューマンエラーの防止											
（ア）自主的な安全対策の推進	○		○		○		国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
（イ）事故防止に資する技術の活用と普及	○		○		○		国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
（ウ）効果的な情報の提供・注意喚起	○		○		○		国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
イ 小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発	○		○		○		国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
ウ ライフジャケット着用率の向上			○		○		水産庁、国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
エ 河川等における事故防止対策の推進				○		○	水産庁・国土交通省				
（2）プレジャーボートの安全対策の推進											
ア プレジャーボートの安全に関する指導等の推進	○		○		○		警察庁、国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
イ ミニボートの安全対策の実施	○		○		○		警察庁、国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
ウ カヌー等における安全対策	○		○		○		警察庁、国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
（3）漁船等の安全対策の推進	○		○		○		水産庁、国土交通省、海上保安庁	○	○	○	○
（4）ボートパーク、フィッシャリーナ等の整備											
ア ボートパーク等の整備				○		○	国土交通省				
イ フィッシャリーナの整備				○		○	水産庁				
ウ 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置				○		○	水産庁、国土交通省				
6 海上交通に関する法秩序の維持				○		○	警察庁、国土交通省、海上保安庁				
7 救助・救急活動の充実											
（1）海難情報の早期入手体制の強化			○		○		海上保安庁、防衛省	○	○	○	○
（2）迅速的確な救助体制の充実・強化			○		○		海上保安庁、防衛省	○	○	○	○
8 被害者支援の推進				○		○	警察庁、国土交通省				
9 船舶事故等の原因究明と再発防止											
（1）事故等の原因究明と再発防止				○		○	国土交通省				
（2）海難事故の解析等の推進				○		○	国土交通省				
10 海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実				○	○		国土交通省、海上保安庁	○			○

注：重点及び新規は「重点施策及び新規施策」、その他の施策は「重点施策及び新規施策以外の施策」を指す

第２項　重点施策及び新規施策の評価結果

以下に、海難事故の削減等に大きく影響を与えたと考えられる主な施策・要因を示す。

・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数について、本計画期間である平成 28～30 年の平均船舶事故隻数は 2,048 隻となっており、第９次基本計画期間（平成 23～27 年度）の年平均船舶事故隻数に比べ約９％減少している。その要因としては、様々な団体と連携して実施している海の事故ゼロキャンペーン等での海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて、海事関係者に限らず広く国民全般に対して周知啓発を図ったことで、船舶操縦者等への海難防止に関する知識・技能の習得及び向上ができたためと考えられ、本評価期間においては、海難防止講習会の平均年間開催数については、前評価期間に比べ 18.7％増であり、訪船指導数は前評価期間から引き続き毎年 35,000 隻以上の水準を維持している。（施策２（１）、５（１）、５（２）ア）

・ 小型船舶からの海中転落による死者・行方不明者を減少させるため、船舶職員・小型船舶操縦者法施行規則（昭 26 運輸省令 91）の改正を行い、平成 30 年２月１日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けた。さらに、ライフジャケットの着用推進活動を促進したところ、海中転落者のライフジャケット着用率は、平成 30 年度に、平成 27 年度から 11％増加して 87％となり、救助率の維持、確保に一定程度寄与したと考えられる。（施策５（１）ウ）

施策名	1. 海上交通環境の整備 (2) ふくそう海域等の安全性の確保

計画に記載されている概要

・一元的な海上交通管制の構築
・ふくそう海域における安全性の確保
・準ふくそう海域における安全性の確保

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)注1		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
1 (2)		○			(ア)一元的な海上交通管制の構築															
					インプット	海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	152の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
					(イ)ふくそう海域における安全性の確保															
					インプット	海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	152の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
					アウトプット	運用管制官の研修の実施回数(フロー)	回	6	6	6	6	6	6	5	6	0.0%	−5.6%	年		海上保安庁
						運用管制官の研修の受講者数(フロー)	人	85	77	63	74	73	73	58	78	6.8%	−0.5%	年		海上保安庁
						海上交通センターのレーダー高機能化箇所数(フロー)	箇所	−	−	−	3	3	4	3	4	33.3%	22.2%	年		海上保安庁
						整流化実施海域(フロー)	箇所	0	0	0	0	0	0	0	1			年		海上保安庁
						海上交通センターからの情報提供件数														
						特定情報(フロー)	件	59,057	56,701	54,538	46,839	10,041	14,871	13,196	18,839	87.6%	−57.9%	年	※1	海上保安庁
						準特定情報(フロー)	件	2,035	1,520	1,068	2,479	3,163	3,722	4,921	4,167	31.7%	90.9%	年	※2	海上保安庁
						航路情報(フロー)	件	333,926	336,525	305,206	367,171	433,716	461,546	446,872	463,393	6.8%	24.0%	年	※3	海上保安庁
						危険防止のための指示隻数(フロー)														
						航路外待機指示隻数(視界制限時)	隻	271	131	132	253	303	90	168	89	−70.6%	−49.6%	年		海上保安庁
						航路外待機指示隻数(最低速力不足等)	隻	55	11	3	3	1	0	0	1	0.0%	−85.7%	年		海上保安庁

						航路外待機指示隻数（巨大船通航時）	隻	2	5	1	1	5	3	0	0	−100.0%	−57.1%	年		海上保安庁
						危険防止のための勧告隻数	隻	4166	6885	7735	6,341	4,655	3,622	5,489	7,450	60.0%	−11.6%	年		海上保安庁
						海上交通センターの運用率	%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.8%	100.0%	100.0%	99.9%	0.1%pt	0.1%pt	年		海上保安庁
						管制船舶隻数	隻	118,923	117,138	125,915	118,283	121,160	121,385	117,766	117,529	−3.0%	−2.4%	年		海上保安庁
					中間アウトカム	ふくそう海域における衝突・乗揚事故隻数（フロー）	隻	−	−	59	38	39	41	33	41	5.1%	−15.4%	年		海上保安庁
					（ウ）準ふくそう海域における安全性の確保															
					インプット	海上保安庁の予算	百万円	129 の内数	126 の内数	315 の内数	107 の内数	106 の内数	152 の内数	185 の内数	175 の内数			年		海上保安庁
					中間アウトカム	推薦航路の航法遵守率（フロー）	%	−	−	−	−	−	−	68.3	80.8			年		海上保安庁

注1：評価指標の単位が「％」のものは、「％」の差「%pt」にて計算。
注2：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減率、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減率。

今後の海上交通安全対策を考える視点		
種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止	○	海上交通センター等において、船舶の安全に必要な情報の提供や大型船舶の航路入航間隔の調整、不適切な航行をする船舶に対する勧告、巡視船艇と連携した指導等
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

（ア）一元的な海上交通管制の構築（海上保安庁）
講じた施策
　非常災害発生時において、船舶を迅速かつ円滑に安全な海域に避難させるとともに、平時において、混雑を緩和し、安全かつ効率的な船舶の運航を実現する必要がある。このため、東京湾における海上交通センターと各港内交通管制室を統合の上、これら業務を一元的に実施する体制の構築に取り組み、平成30年１月から東京湾において一元的な海上交通管制の運用を開始した。（海上保安庁）
　法律改正（平成28年5月公布）や施設整備等の必要な準備を進めたうえで、平成30年１月から東京湾において一元的な海上交通管制の運用を開始したことにより、平時においては、これまで、それぞれの部署毎に行っていた海上交通安全法及び港則法に基づく入航手続きの窓口を一本化するなどして、物流の一層の効率化に寄与するとともに、巨大船の通航間隔の見直しに必要な環境を整えた。（海上保安庁）
さらに、東京湾内に大津波警報が発表されるような非常災害時には、直ちに非常災害発生周知措置を発令のうえ、船舶に対する東京湾への入湾制限や安全な海域への移動命令等の必要な措置を執ることができる体制を構築したことにより、東京湾における安全性の確保に寄与した。（海上保安庁）

法令改正等
〇海上交通安全法等の一部改正
平成30年１月施行
非常災害時における海上交通機能の維持等のために必要な船舶への移動命令等の制度を創設（海上保安庁）

〇一元的な海上交通管制の構築
平成30年１月運用開始
東京湾における海上交通センターと各港内交通管制室を統合（海上保安庁）

（イ）ふくそう海域における安全性の確保（海上保安庁）
講じた施策
　船舶交通がふくそうする東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海並びに港内では、海上交通センター等において、船舶の安全に必要な情報の提供や大型船舶の航路入航間隔の調整、不適切な航行をする船舶に対する勧告、巡視船艇と連携した指導等のほか、非常災害時における東京湾内の海上交通機能を維持するための訓練を行った。（海上保安庁）
また、海上交通センター運用管制官の技能等向上のため、海上保安学校門司分校において運用管制実習室を整備するとともに専任教官を配置し、研修等の拡充を図ったほか、同センターの機能向上のため、レーダーの高機能化を推進した。（海上保安庁）
さらに、船舶交通がふくそうしている東京湾口海域に、船舶交通の整流化を図るため、平成31年3月1日から、海上交通安全法に基づき海上保安庁長官が経路を指定し、バーチャルAIS航路標識を活用した安全対策を開始した。（海上保安庁）
　海上交通センター等において、船舶の安全に必要な情報の提供や大型船舶の航路入航間隔の調整、不適切な航行をする船舶に対する勧告、巡視船艇と連携した指導等を行ったことにより、引き続きふくそう海域における衝突・乗揚事故の低発生水準を維持することに寄与したものと考えられるほか、非常災害時における東京湾内の海上交通機能を維持するための訓練を行ったことにより、実際の非常災害時において、船舶に対する東京湾への入湾制限や安全な海域への移動命令等の必要な措置を執る体制を維持した。（海上保安庁）
　また、海上交通センター運用管制官の技能等向上のため、研修等の拡充を図ったことにより、引き続き，海上交通センターからの適時・適切な船舶交通の安全のための情報提供及び危険防止のための指示・勧告を実施し，運用管制官等が講ずる措置の実効性を維持したほか、同センターの機能向上のため，レーダーの高機能化を推進したことにより、監視機能を強化するとともに、運用率の高水準を維持した。（海上保安庁）
　船舶交通がふくそうしている東京湾口海域に、海上交通安全法に基づき海上保安庁長官が船舶の航行経路を指定したことで、船舶交通の整流化が図られ、安全確保に寄与することができたものと推察する。（海上保安庁）

（ウ）準ふくそう海域における安全性の確保（海上保安庁）
　準ふくそう海域の安全対策については、東京都・伊豆大島と静岡県・伊豆半島との間に、バーチャルAIS航路標識を活用して国際海事機関（IMO）指定の「推薦航路」を設定し、平成30年1月1日から運用を開始した。（海上保安庁）
　伊豆大島西岸沖における推薦航路設定後の航法遵守率（1月～12月）は全体の80.8%であり、前年同時期(H29年1月～12月)では推薦航路の中央線を右側通航している船舶は全体の68.3%であった。これにより、船舶交通の整流化が図られ、安全確保に寄与することができたものと推察する。（海上保安庁）

備考

※1 特定情報　：VHF無線機により特定船舶へ個別に提供される、特定船舶が交通方法に従わないで航行するおそれのある場合の当該交通方法に関する情報、他の船舶の進路を避けることができない船舶の接近情報など、特定船舶の航行安全上聴取が必要と認められる情報
※2 準特定情報：VHF無線機により特定船舶以外のAIS搭載船（準特定船舶）へ個別に提供される、特定情報に準じた情報
※3 航路情報　：VHF無線機により特定船舶及び準特定船舶へ個別に提供される上記以外の情報

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (1)ヒューマンエラーの防止

計画に記載されている概要

・一元的な海上交通管制の構築
・ふくそう海域における安全性の確保
・準ふくそう海域における安全性の確保

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30(注)	25～27→28～30(注)			
					インプット	国土交通省の予算	百万円	8907	8758	8112	7990	7884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
						海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	150の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
					アウトプット	海難防止講習会の開催回数(フロー)	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%	年		海上保安庁
						海難防止講習会の受講者数(フロー)	人	44,333	49,086	46,485	55,553	55,561	38,751	55,472	53,146	−4.3%	−6.5%	年		海上保安庁
						安全運航に関する指導隻数(フロー)	隻	39,469	37,875	38,175	35,299	37,776	35,749	36,304	35,541	−5.9%	−3.3%	年		海上保安庁
						緊急情報配信サービス配信件数(フロー)														
						航路標識関係	件	−	−	−	834	670	710	810	929	38.7%	8.6%	年		海上保安庁
						漂流物等関係	件	−	−	−	661	707	786	728	804	13.7%	13.0%	年		海上保安庁
						制限又は禁止行為	件	−	−	−	492	653	486	262	583	−10.7%	−22.5%	年		海上保安庁
						自然現象行為	件	−	−	−	373	391	381	356	315	−19.4%	−8.2%	年		海上保安庁
						訓練・試験関係	件	−	−	−	899	795	691	569	452	−43.1%	−32.6%	年		海上保安庁
3 (1)	○	○				水深関係	件	−	−	−	270	202	165	201	161	−20.3%	−25.6%	年		海上保安庁
						えい航関係	件	−	−	−	95	37	67	56	125	237.8%	25.3%	年		海上保安庁

						その他	件	－	－	－	1,635	1,771	1,489	1,933	2,034	14.9%	6.8%	年		海上保安庁
						合計	件	848	3,075	4,212	5,259	5,226	4,775	4,915	5,403	3.4%	2.7%	年		海上保安庁
					中間アウトカム	海の安全情報ホームページアクセス件数（フロー）														
						PCサイト	件	22,542,684	21,948,396	22,177,966	30,597,714	31,018,631	35,348,994	41,693,919	43,415,707	40.0%	43.8%	年		海上保安庁
						スマホサイト	件	－	－	－	－	640,302	1,058,514	2,166,274	3,090,455	382.7%	228.8%	年		海上保安庁
						ウォーターセーフティガイド（PCサイト再掲）	件	－	－	－	－	－	－	－	49,986			年		海上保安庁
						緊急情報配信システムの登録者数（ストック）	人	5,971	11,528	16,482	20,221	23,338	25,074	27,322	28,561	22.4%	34.8%	年		海上保安庁
						商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の事故隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度	※1	国土交通省

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点		
種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	あらゆる機会を通じた事業者、操縦者等の安全意識の向上、直接的な働きかけによる安全運航に係る情報提供
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

関係機関と連携の上、各種キャンペーン、海難防止講習会、訪船指導等あらゆる機会を通じて、事業者、操縦者等の安全意識の向上を図るとともに、海難防止活動時に、運輸安全委員会が作成した、事故防止に係る船舶事故調査事例の紹介と分析を行った情報誌により周知を図った。（海上保安庁）

また、事故防止に有用なAISの普及を促進するため、関係省庁と連携して、その有用性に係るリーフレットを配布し、普及に取り組んだ。（海上保安庁）

さらに、AISや「海の安全情報」（平成28年に「MICS」から呼称変更）等により、船舶交通の安全に必要な情報を提供し、船舶操縦者等に対してこれらの情報の積極的な活用を呼び掛けた。（海上保安庁）

加えて、平成30年に「海の安全情報」の中に、海に関する知識、利用する乗り物の特性や装備、習得すべき技術、交通ルール等を掲載した「ウォーターセーフティガイド」のページを開設し、各サイトの内容の充実を図った。

（海上保安庁）

関係省庁・団体と連携して実施している海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）等のあらゆる機会を通じて事業者、操縦者等の安全意識の向上を図り、海難防止講習会及び訪船指導では海難防止啓発リーフレットを配布し、直接的な働きかけによる安全運航に係る情報提供を十分に行ったことにより、ヒューマンエラーの防止（減少）に寄与したものと考えられる。（海上保安庁）

また、平成30年に開設した「ウォーターセーフティガイド」には年間約5万件のアクセス件数があり、各サイトの内容の充実を図ったことにより、アクセス件数及びメール登録者数ともに増加傾向であり、ヒューマンエラーの防止に効果的な情報提供を行うことができたと考えられる。（海上保安庁）

備考

※1　国土交通省における目標値：339隻（平成28年）。本邦に寄港しない外国船舶による事故を除く。

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (2)　船舶の運航管理等の充実 ア 旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化

計画に記載されている概要

・旅客船事業者等に対する安全管理規程の遵守状況の監査
・事故発生等の状況に応じて特定分野に集中した監査の実施
・運航労務管理官と船舶検査官による訪船指導（立入検査）

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
3 (2) ア	○				インプット	国土交通省の予算	百万円	8907	8758	8112	7990	7884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
					アウトプット	全国の運航労務監理官による監査件数（フロー）	回	3,290	3,104	2,429	2,189	2,519	3,068	2,906	2,890	14.7%	24.2%	年度		国土交通省
					アウトプット	年末年始の輸送等安全総点検における運輸局等の現地確認事業者数（フロー）	人	277	277	292	283	319	297	300	300	−6.0%	0.3%	年度		国土交通省
					中間アウトカム	商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の事故隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度	※1	国土交通省

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止	○	安全管理規定の遵守状況を重点とした監査の実施
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

旅客船事業者等に対して、安全管理規程の遵守状況を重点に監査を行うとともに、事故及びインシデント発生時の監査を通じて安全管理体制の改善を図った。（国土交通省）
また、平成27年7月に発生したフェリー火災事故を受け、フェリー事業者の安全管理規程に、火災事故が発生した場合の対応に関する事項として消火プランを作成させることとし、フェリーにおける消防設備の点検、実戦的な消火訓練の実施などについて、新たな監査事項を設定し、効果的な監査を実施した。（国土交通省）
さらに、年末年始の安全総点検において、運航労務監理官及び船舶検査官が、一体となって訪船指導（立入検査）を実施することにより、指導監督の充実強化を図った。（国土交通省）
事故発生の状況等に応じて特定分野に集中した新たな監査事項を設定し、効果的な監査を行ったことにより、輸送の安全の確保が最も重要であるという事業者の安全意識の向上が図られた結果、船舶海難事故の削減に寄与したと考えられる。（国土交通省）

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (2)　船舶の運航管理等の充実 イ　事故再発防止対策の徹底

計画に記載されている概要

・事故が発生した場合に、事故の原因を踏まえた適切な再発防止策を策定
・運航労務監理官による監査、指導を通じた対策の徹底。
・事業者団体等を通じて注意喚起
・超高速船の海中障害物等との衝突事故における障害物検知システム等の精緻化

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
3 (2) イ					インプット	国土交通省の予算	百万円	8,907	8,758	8,112	7,990	7,884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
					中間アウトカム	商船(旅客船、貨物船及びタンカー)の事故隻数(フロー)	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度	※1	国土交通省

注:「27→30」は平成27年(度)に対する平成30年(度)の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年(度)の平均に対する平成28～30年(度)の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容(事例等)
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止	○	消火活動の備えを強化するための有効な消火手順、消火設備の特性、訓練の方法などをまとめた手引書の公表
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
旅客船等の事故が発生した場合には、事故の原因を踏まえた適切な再発防止策を策定し、運航労務監理官による監査、指導を通じて、その対策の徹底を図った。（国土交通省） 平成27年７月に北海道苫小牧沖で発生したフェリーの火災事故を受けて、火災・消防に関する専門家などから構成する「フェリー火災対策検討委員会」を設置し、28年３月にフェリー事業者による消火活動の備えを強化するための有効な消火手順、消火設備の特性、訓練の方法などをまとめた手引書を取りまとめて公表し、全国のフェリー事業者に対して指導を行った。（国土交通省） 平成30年９月に台風第21号による暴風により関西国際空港沖で錨泊していたタンカーが走錨し、空港の連絡橋に衝突する事故が発生したことを受け、気象・海象の情報を的確に入手し、予想される風速、風向等の気象・海象状況、海域及び底質に応じて、錨鎖の伸出等適切な措置を講じること等について、事業者団体を通じて注意喚起を行った。（国土交通省） 平成30年12月にグアム島で発生した大型クルーズ旅客船の事故において、不適切な操船及び酒気帯び状態での航海当直が確認されたことを受け、酒気帯び状態での当直の禁止の徹底について指導を行った。また、これを契機に、飲酒に係る安全管理体制のあり方等について検討する有識者検討会を平成31年３月に設置し、８月に本検討会のとりまとめを公表し、検知器を使用した新たな飲酒対策を導入するように事業者団体を通じて周知するとともに、事業者に対して指導を行っている。（国土交通省） 水中翼型高速船の安全対策については、平成31年３月に発生した水中翼型超高速船と海洋生物と思われる物体の衝突事故を受け、海上保安庁が提供する海洋生物目撃情報等を活かして減速航行や航路の変更等を行うこと、当該海域を航行する際等には、船内掲示やアナウンス等により乗客へシートベルト着用を徹底することについて、事業者団体を通じて注意喚起を行うことにより、あらためて安全対策の徹底を図った。（国土交通省） 事業者への安全指導や注意喚起等を通じ、輸送の安全の確保が最も重要であるという事業者意識の向上と、事故の未然防止及び法令遵守の徹底が図られ、船舶海難事故の削減に寄与したと考えられる。（国土交通省） 法令改正等 〇フェリーにおける火災対策実施通達の発出 「フェリーにおける火災対策の実施について」（平成28年３月29日付国海安第412号） 〇タンカー走錨事故を受けた指導通達の発出 「走錨事故の防止について（注意喚起）」（平成30年９月６日付国海安第101号） 〇酒気帯び状態での航海当直による事故を受けた指導通達の発出 「海上交通における飲酒による当直の禁止の徹底について」（平成31年１月９日付国海安第174号） 「新たな飲酒対策導入に伴う安全管理規程の見直し等について」（令和元年９月３０日付国海安第８４号） 〇水中翼型超高速船が、海洋生物とおぼしき物体に衝突した事故を受け指導通達の発出 「水中翼型超高速船の安全情報の共有について」（平成29年２月24日付国海安第308号） 「鯨類等との衝突に備えた水中翼型超高速船の安全対策の徹底について」（平成31年３月11日付国海安第237号）

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (2)　船舶の運航管理等の充実 ウ　運輸安全マネジメント評価の推進

計画に記載されている概要

・旅客船事業者等の安全管理体制の構築・改善状況を運輸安全マネジメント評価により確認
・事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
3	(2)	ウ		○				インプット	国土交通省の予算	百万円	8,907	8,758	8,112	7,990	7,884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
								アウトプット	運輸安全マネジメント評価実施事業者数（フロー）	回	947	424	248	262	244	223	199	179	−26.6%	−20.3%	年度		国土交通省
								中間アウトカム	商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の事故隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度	※1	国土交通省

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	事業者の安全管理体制の実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価の実施
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

海上運送事業者に対して、運輸安全マネジメント制度に基づき、事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を実施した。また、平成29年7月の運輸審議会答申を踏まえ、評価項目に、事業環境や社会環境の変化（テロ・感染症・自然災害等のリスク）に対する経営層の認識及び組織全体の対応について追加するなど、運輸安全マネジメント制度の充実強化を行った。（国土交通省）

平成25年度以降は、事業類型や規模等を考慮して、輸送実績が一定規模以上の事業者や離島航路事業者、中長距離航路事業者等については3年連続評価を実施するとともに、小規模事業者については監査や安全総点検、講習会等の機会を捉えて、運輸安全マネジメント制度の周知啓発の要素を取り入れた安全確認や安全指導を行うなど、メリハリを付けた評価を計画通りに実施している。（国土交通省）

また、国土交通省ホームページにおいて、事業者から収集したヒヤリ・ハット事例等の公表・周知を図るとともに、事業者がヒヤリ・ハット等の情報を集め、事故防止に活用するためのテキスト「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～」を作成・公表・更新し、事業者のリスク管理意識の向上を図った。更に、運輸安全マネジメント評価において、事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用について評価・助言を行い、事業者のリスク管理への理解の深化を図った。加えて、運輸事業者における優れた安全管理の取組を運輸安全マネジメント評価等により収集し、事業者の同意の下に公開し、他の安全管理上の課題解決の一助となるよう図った。（国土交通省）

海上運送事業者に対する運輸安全マネジメント評価の実施等を通じた運輸安全マネジメント制度の浸透・定着により、事業者による安全管理体制の構築・改善に向けた取組が進み、船舶海難事故の削減に寄与したと考えられる。（国土交通省）

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (2)　船舶の運航管理等の充実 エ　安全統括管理者及び運航管理者等に対する研修水準の向上

計画に記載されている概要

・最新の事故事例の分析結果を活用することによる、研修水準の向上

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
3	(2)	エ		○				インプット	国土交通省の予算	百万円	8,907	8,758	8,112	7,990	7,884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
								アウトプット	安全統括管理者及び運航管理者等に対する研修開催実績（フロー）	件	27	22	25	19	22	18	20	20	−9.1%	−12.1%	年度		国土交通省
										人	1,761	1,412	1,552	1,220	1,156	1,184	1,346	1,375	18.9%	−0.6%	年度		国土交通省
								中間アウトカム	商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の事故隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度	※1	国土交通省

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止	○	旅客船海難事例等の講義を実施
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

各地方運輸局等において、輸送の安全の確保に関する統括責任者である安全統括管理者及び船舶の運航管理の責任者である運航管理者に対し、運輸安全委員会及び海上保安庁職員による旅客船海難事例等の講義を実施した。（国土交通省）

当該研修を通じて、安全統括管理者及び運航管理者の輸送の安全の確保が最も重要であるという事業者の安全意識の向上が図られ、船舶海難事故の削減に寄与したと考えられる。（国土交通省）

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (2)　船舶の運航管理等の充実 オ　安全情報公開の推進

計画に記載されている概要

・海技免許の付与及び海技免状の更新、各船員教育機関における新人教育及び再教育の適切な実施による、海技士の知識技能の維持向上
・2010 年6月に採択されたSTCW条約の改正（船員に求められるコミュニケーション能力、新技術対応能力等の規定の新設等）を受け、当該改正の経過措置が終了する2017 年1月までに必要な措置の実施
・発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等による船員の安全意識等の維持及び向上

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
3	(2)	オ		○				インプット	国土交通省の予算	百万円	8,907	8,758	8,112	7,990	7,884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
								アウトプット	海上輸送の安全にかかわる情報の公表回数（フロー）	件	1	1	1	1	1	1	1	1	0.0%	0.0%	年度		国土交通省
								中間アウトカム	商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の事故隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度	※1	国土交通省

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止	○	フェリー事業者による消火活動の備えを強化するための有効な消火手順、消火設備の特性、訓練の方法などをまとめた手引書を公表し、フェリー事業者を指導
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
利用者が適切に事業者の選択を行うことを可能とするため、海上運送法（昭24法187）及び内航海運業法（昭27法151）に基づき行政処分を行った事故案件等に関する情報をホームページに公開した。また、事故を受けて講じた対応等の情報をホームページで公表した。（国土交通省） 公表年月日 平成28年２月19日（平成26年度） 平成28年11月30日（平成27年度） 平成29年11月27日（平成28年度） 平成31年３月29日（平成29年度） 令和2年１月21日（令和元年度） 事故を受けて講じた対応等に係る主な公表事例 平成27年 ９月 １日　フェリー火災対策検討委員会の設置を公表 平成29年 ３月29日　フェリー事業者が火災に備えて「消火プランの作成」と「実践的な消火訓練」を行うための手引書の公表 平成31年 ３月 １日　海運分野の飲酒対策に関する検討会の設置を公表 また、事業者においても、自ら輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならないこととなっており、運航労務監理官が監査等において公表の有無等を確認している。（国土交通省） 輸送の安全にかかわる情報の公表を通じ、国民に広く船舶の安全の重要性に対する関心を喚起し、特に事業者に対しては輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の向上が図られ、船舶海難事故の削減に寄与したと考えられる。（国土交通省）

施策名	3　船舶の安全な運航の確保 (3)　船員の資質の確保

計画に記載されている概要
・最新の事故事例の分析結果を活用することによる、研修水準の向上

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）注1		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
3 (3)	○				インプット	国土交通省の予算	百万円	8,907	8,758	8,112	7,990	7,884	7,952の内数	7,763の内数	7,752の内数			年度		国土交通省
					アウトプット	海技免状の新規取得者数（フロー）	人	2,702	2,613	2,723	2,960	3,154	3,360	3,768	3,568	13.1%	21.0%	年度		国土交通省
						海技免状の更新者数（フロー）	人	9,592	10,106	13,328	12,373	11,484	9,669	9,976	12,295	7.1%	−14.1%	年度		国土交通省
						海技教育機構への入学状況（フロー）	定員（人）	350	350	350	370	380	390	390	390	2.6%	6.4%	年度		国土交通省
							応募者（人）	863	873	1,047	1,112	1,017	1,292	863	809	−20.5%	−6.7%	年度		国土交通省
							倍率（倍）	2.5	2.5	3.0	3.0	2.7	3.3	2.2	2.1	−22.2%	−12.6%	年度		国土交通省
						海上技術学校における海技士国家試験の合格率（フロー）	%	77.2	65.8	76.4	82.3	78.3	79.8	88.8	93.2	19.0%	10.5%	年度		国土交通省
						海上技術短期大学校における海技士国家試験合格率（フロー）	%	95.1	92.0	93.4	95.9	96.8	100	99.2	94.5	−2.4%	2.7%	年度		国土交通省
						全国の運航労務監理官による監査件数（フロー）	件	3,290	3,104	2,424	4,329	4,457	4,721	4,797	4,719	5.9%	27.0%	年度		国土交通省

							中間アウトカム	商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の事故隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	383	334	296	388	1.3%	−11.9%	年度		国土交通省

注：「H27比」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の割合、「25～27比」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	定期的な海技免状の更新制度、船員教育訓練の充実及び改正STCW条約に基づく国内法令の整備、運航労務監理官による監査の徹底により、船員の資質の確保
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭26法149）に基づく海技士国家試験の際、一定の乗船履歴を求めつつ、最新の航海機器等に対応した知識・技能の確認を行うとともに、5年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求することにより、船舶職員の知識・技能の最新化を図った。また、新人船員の教育訓練において実践的な訓練を実施するために、練習船における教育・訓練設備の充実を図った。（国土交通省）

加えて、平成22年6月に採択された改正STCW条約の完全施行に向け、その改正内容の的確な実施を徹底するため、平成28年10月に電子海図情報表示装置（ECDIS）搭載船舶に係る資格制度の見直しに係る運用について、地方運輸局及び関係団体に対し周知徹底を図った。（国土交通省）

LNG燃料船については平成27年6月に、極水域（北極水域及び南極地域）を航行する船舶については平成28年11月に、それぞれ採択されたSTCW条約の改正において、船舶に乗り組む船員に対する資格の保有義務付け等がなされたことに対応し、一定の船員に対し関連する知識・技能の習得を義務付けるため、船員法（昭22年法100）の一部改正をはじめ、国内法令の整備を行った。（国土交通省）

さらに、船舶の安全な運航を確保し海難事故の未然防止等を図るため、船員法（昭22法100）に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を徹底するため、運航労務監理官による監査を行った。（国土交通省）

定期的な海技免状の更新制度、船員教育訓練の充実及び改正STCW条約に基づく国内法令の整備、運航労務監理官による監査の徹底により、船員の資質の確保を図ったことで、船舶海難事故の削減に寄与したと考えられる。（国土交通省）

法令改正等

○平成28年10月 6日　電子海図情報表示装置（ECDIS）搭載船舶の資格制度の見直しに係る運用について
地方運輸局及び業界団体に対し周知徹底を実施

○平成29年10月 1日　海上運送法及び船員法の一部を改正する法律施行
LNG燃料船に乗り組む一定の船員に対する知識・技能の習得の義務付け

○平成30年 7月 1日　海上運送法及び船員法の一部を改正する法律施行
極水域を航行する船舶に乗り組む一定の船員に対する知識・技能の習得の義務付け

施策名	4. 船舶の安全性の確保 （1）船舶の安全基準等の整備

計画に記載されている概要

・安全基準や検査体制の整備
・旅客船の復原性規則等の見直し、次世代非損傷時復原性要件の策定、新技術の導入や機能要件の見直し等による海難救助システム（GMDSS）の近代化計画の策定等において我が国の知見の活用促進
・船舶の安全性向上による質の高い海上輸送に資する国際的動向への積極的な対応
・ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策の構築
・液化水素運搬船の安全基準の国際基準化
・高い環境特性を有する水素燃料電池船の実用化に向けた安全ガイドラインの策定

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）注1		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
4	(1)			○	○			インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373の内数	908の内数	902の内数			年度		国土交通省
								中間アウトカム	商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難船舶隻数（フロー）	隻	353	422	379	394	382	334	296	388	1.6%	−11.9%	年度		国土交通省
									バリアフリー化された旅客船の割合（ストック）	%	20.6%	24.5%	28.6%	32.2%	36.6%	40.3%	43.8%	46.2%	9.6%pt	11.0%pt	年度		国土交通省

注1：評価指標の単位が「%」のものは、「%」の差「%pt」にて計算。
注2：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減率、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減率。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	自動運航船に係る規制の枠組みの構築、第二世代非損傷時復原性基準（転覆防止基準）の策定、RORO旅客船の火災安全対策の検討等に主導的役割を果たした
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
IMOにおける船舶の安全基準の検討に関し、自動運航船に係る規制の枠組みの構築、第二世代非損傷時復原性基準（転覆防止基準）の策定、RORO旅客船の火災安全対策の検討等に主導的役割を果たし、積極的に対応した。（国土交通省） IMOで決議された国際的な取り決めを国内法に取り込むため、以下の船舶の構造、設備等に関する国内の安全基準の改正を行った。（国土交通省） ① ばら積み貨物船及び油タンカーのための目標指向型構造基準の適用（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第146条等） ② 閉囲区画のための持運び式ガス検知器の備付け（船舶設備規程第115条の32等） ③ 極海航行船の安全要件（船舶設備規程第115条の33等） ④ 低引火点燃料を使用する船舶の安全要件（船舶機関規則第102条等） ⑤ 回転翼航空機（ヘリコプター）設備を有する船舶の防火・消防要件（船舶消防設備規則第43条の3等） 各船舶の安全に係る情報の透明化を図るための国際的データベース（EQUASIS）の構築によるサブスタンダード船の排除など、ソフト面における政策にも積極的に取り組んでいる。（国土交通省） 旅客船のバリアフリー化については、訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性や安全性の向上の促進を図る取り組みへの支援制度などを活用し、ハード面における対策を講じている。（国土交通省） また、職員が移動制約者へ細やかな対応を行うためのガイドラインを策定するなど、ソフト面における取り組みも推進している。（国土交通省） 液化水素運搬船について、安全基準の国際基準化を日豪共同でIMOに提案し、水素燃料電池船については、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」の策定に向けた調査事業を実施した。（国土交通省） 新しい構造及び設備並びに安全基準を見直した構造及び設備を備えることにより、船舶の航行の安全及び人命の安全が確保され、船舶事故の発生及び船舶事故による死傷者の減少に寄与したと考えられる。（国土交通省） 旅客船のバリアフリー化については、令和2年度末までに約50%にすることとしているが、おおむね順調に推移している。（国土交通省） 液化水素運搬船については、IMOにおいて国際基準化し、水素燃料電池船については、燃料電池船の安全要件等を取りまとめた「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を策定した。これらの取組によって、液化水素運搬船は同基準に基づき設計・建造が開始されており、水素燃料電池船については「水素燃料電池船の安全ガイドライン」を参考に事業者において検討が開始されており、海事分野における水素の利用促進に貢献した。（国土交通省） 法令改正等 〇船舶設備等に関する国内安全基準の整備 ①ばら積み貨物船及び油タンカーのための目標指向型構造基準の適用（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第146条等） 平成28年7月1日施行 対象船舶：油タンカー及びばら積み貨物船であって、長さが150m以上のもののうち、国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船並びに総トン数500トン以上の遠洋区域を航行区域とする船舶 ②閉囲区画のための持運び式ガス検知器の備付け（船舶設備規程第115条の32等） 平成28年7月1日施行 対象船舶：国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船 ③極海航行船の安全要件（船舶設備規程第115条の33等） 平成29年1月1日施行 対象船舶：極海域を航行する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船 ④低引火点燃料を使用する船舶の安全要件（船舶機関規則第102条等） 平成29年1月1日施行 対象船舶：ガス燃料を使用する船舶（貨物を燃料に使用する液化ガス運搬船を除く。） ⑤ 回転翼航空機（ヘリコプター）設備を有する船舶の防火・消防要件（船舶消防設備規則第43条の3等） 令和2年1月1日施行 対象船舶：暴露甲板上にヘリコプターが発着できる場所を有する船舶 〇水素関連の国際基準化やガイドライン ① 液化水素運搬船の安全基準案についての暫定勧告 平成28年11月第97回海上安全委員会（MSC）において採択 対象船舶：液化水素をばら積み運送する船舶 ② 水素燃料電池船の安全ガイドライン 平成30年3月策定 対象船舶：固体高分子形燃料電池を電源とする小型船舶

施策名	4. 船舶の安全性の確保 （2）船舶の検査体制の充実

計画に記載されている概要

・ISO 9001に準じた品質管理システムに則り、我が国の船舶検査体制の品質の維持向上を図る。
・運航中（入港時）のハード・ソフト両面からの訪船指導（立入検査）の実施
・危険物運搬船に対する運送前の各種検査や立入検査の実施
・ISMコード上強制化されていない内航船舶に対する、任意で構築した安全管理システムを認証するスキームの審査の実施

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
4	(2)			○				インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373の内数	908の内数	902の内数			年度		国土交通省
								アウトプット	船舶の設備・構造等の検査の執行隻数（フロー）	者	44,804	43,087	50,472	55,318	59,543	51,872	53,036	45,917	−22.9%	−8.8%	年度		国土交通省
								中間アウトカム	任意ISM保有船舶隻数（ストック）	隻	183	166	167	166	168	164	157	157	−6.5%	−4.6%	年度		国土交通省

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則（ISMコード）の、強制化されていない内航船舶に対しても認証
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
講じた施策 　近年の技術革新、海上輸送の多様化に応じた従来の設計とは異なる船型を有する船舶の増加や、国際的な規制強化に伴い、高度で複雑かつ広範囲にわたる検査が必要となっている。こうした状況に適切に対応していくため、ISO 9001に準じた品質管理システムに則り、船舶検査体制の品質の維持向上に努めた。（国土交通省） 　加えて、運航中（入港時）に、ハード・ソフト両面からの訪船指導（立入検査）を実施し、船舶のより一層の安全確保を図った。（国土交通省） 　また、危険物の海上輸送については、IMOで定められる国際的な安全基準に基づき、容器、表示等の運送要件及び船舶の構造、設備等の技術基準について国内規則の整備を図るとともに、危険物運搬船に対して運送前の各種検査や立入検査を実施し、安全審査体制の充実を図った。（国土交通省） さらに、海上における人命の安全及び海洋環境保護の観点から、船舶及びそれを管理する会社の総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則（ISMコード）は、ヒューマンエラーの防止等に極めて有効であるため、同コード上強制化されていない内航船舶に対しても、事業者等が構築した安全管理システムを認証するスキームを運用し、ヒューマンエラーに起因する海難事故の防止を図った。（国土交通省） 評価 　各種検査・訪船指導の実施、ISMコードに基づく任意の認証制度による事業者の安全意識の醸成により、船舶の安全性向上に寄与していると考えられる。（国土交通省）

施策名	5. 小型船舶の安全対策の充実 (1) 小型船舶の安全対策の推進 ア ヒューマンエラーの防止

計画に記載されている概要
・自主的な安全対策の推進 ・事故防止に資する技術の活用と普及 ・効果的な情報の提供・注意喚起

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30(注)	25～27→28～30(注)			
					(ア)自主的な安全対策の推進															
					インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373の内数	908の内数	902の内数			年度		国土交通省
						海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	150の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
					アウトプット	小型船舶の遵守事項に係るパトロール活動(フロー)	回	237	402	278	244	294	308	342	270	−8.2%	12.7%			国土交通省
						小型船舶の遵守事項に係る周知啓発活動(フロー)	回	354	582	476	578	492	528	587	533	8.3%	6.6%			国土交通省
						海難防止講習会の開催回数(フロー)	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%	年		海上保安庁
						海難防止講習会の受講者数(フロー)	回	44,333	49,086	46,485	55,553	55,651	38,751	55,472	53,146	−4.5%	−6.5%	年		海上保安庁
						小型船舶(PB, 漁船, 遊漁船)への安全運航に関する指導隻数(フロー)	隻	30,648	29,142	26,028	26,320	28,537	27,616	28,414	26,914	−5.7%	2.5%	年		海上保安庁
					中間アウトカム	小型船舶の遵守事項違反(発航前検査義務違反)件数(フロー)	件	−	−	−	−	−	6	4	9					国土交通省
						総トン数20トン未満の運航不能による船舶海難隻数(フロー)														
						運航不能(機関故障)	隻	258	299	279	269	275	259	242	256	−6.9%	−8.0%	年		海上保安庁

5	(1)	(ア)		○	○	○			運航不能（バッテリー過放電）	隻	52	63	49	39	38	57	43	34	−10.5%	6.3%	年		海上保安庁
									運航不能（燃料欠乏）	隻	26	26	27	25	34	29	23	26	−23.5%	−9.3%	年		海上保安庁
									合計	隻	336	388	355	333	347	345	308	316	−8.9%	−6.4%	年		海上保安庁
								（イ）事故防止に資する技術の活用と普及															
								インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373 の内数	908 の内数	902 の内数					国土交通省
									海上保安庁の予算	百万円	129 の内数	126 の内数	315 の内数	107 の内数	106 の内数	150 の内数	185 の内数	175 の内数			年度		海上保安庁
								アウトプット	海難防止講習会の開催回数（フロー）	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%	年		海上保安庁
									海難防止講習会の受講者数（フロー）	回	44,333	49,086	46,485	55,553	55,651	38,751	55,472	53,146	−4.5%	−6.5%	年		海上保安庁
									小型船舶（PB，漁船，遊漁船）への安全運航に関する指導隻数（フロー）	隻	30,648	29,142	26,028	26,320	28,537	27,616	28,414	26,914	−5.7%	2.5%	年		海上保安庁
								中間アウトカム	総トン数20トン未満の衝突海難隻数（フロー）	隻	363	287	376	357	316	302	279	324	2.5%	−13.7%	年		海上保安庁
								（ウ）効果的な情報の提供・注意喚起															
								インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373 の内数	908 の内数	902 の内数			年度		国土交通省
									海上保安庁の予算	百万円	129 の内数	126 の内数	315 の内数	107 の内数	106 の内数	150 の内数	185 の内数	175 の内数			年度		海上保安庁
								アウトプット	緊急情報配信サービス配信件数（フロー）	件	848	3,075	4,212	5,259	5,226	4,775	4,915	5,403	3.4%	2.7%	年		海上保安庁
								中間アウトカム	海の安全情報ホームページのアクセス件数（フロー）	件	4,646,288	4,277,925	6,371,797	30,597,714	31,721,933	36,407,508	43,860,193	46,506,162	46.6%	84.6%	年		海上保安庁
									緊急情報配信システムの登録者数（ストック）	人	5,971	11,528	16,482	20,221	23,338	25,074	27,322	28,561	22.4%	34.8%	年		海上保安庁

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点		
種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	小型船舶操縦者による自主的な安全対策の推進、事故防止に有用なAISの普及促進、海の安全情報による情報提供
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

（ア）自主的な安全対策の推進
講じた施策
　小型船舶操縦者による自主的な安全対策を推進するため、関係機関や民間団体と連携のうえ、マリンレジャー愛好者や漁業関係者などに対し、発航前検査チェックリストやエンジントラブル時等の対処法をまとめたリーフレットの配布、海難防止講習会の開催や訪船指導の実施といった取組を行った。（海上保安庁）

評価
　小型船舶操縦者による自主的な安全対策を推進するため、関係機関や民間団体と連携の上、発行前検査チェックリストやトラブルシューティングマニュアル等の各種安全対策が記載された、海難防止啓発リーフレットを作成し、マリンレジャー愛好者や漁業関係者などに対して配布するなど、同リーフレットを活用した海難防止講習会の開催や訪船指導にて操縦者らに活用を促進した。（海上保安庁）
このことにより、総トン数20トン未満の運航不能による船舶海難数は微減傾向となっているが、今後も引き続き、より効果的な対策を講ずる必要がある。（海上保安庁）

法令改正等
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令
平成28年７月１日施行
従前から小型船舶操縦者が遵守すべきものとして法定義務化されていた「発航前の検査義務」等について、当該遵守事項の違反者に対し、新たに違反点数を付した。（国土交通省）

（イ）事故防止に資する技術の活用と普及
講じた施策
　事故防止に有用なAISの普及を促進するため、関係省庁と連携して、その有用性に係るリーフレット等を配布するなどの取組を行った。（海上保安庁）
　また、民間企業や学校において開発された船舶や、危険海域の接近を警告する機能を持つスマートフォンアプリを普及させることで、小型船舶の事故を未然に防止するためスマートフォンを活用した船舶事故防止分科会を開催し、「船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン」の策定などを行った。（国土交通省）

評価
　事故防止に有用なAISの普及を促進するため、関係省庁と連携し、その有用性に係るリーフレットを配布するなど、事故防止に資する技術の活用及び普及を行ったことにより、平成30年における小型船舶の衝突海難は、台風等の異常気象発生に伴い、平成29年と比較して増加したものの、長期的には減少傾向を示しており、小型船舶海難の削減に寄与したものと考えられる。（海上保安庁）
小型船舶安全対策検討委員会 スマートフォンを活用した船舶事故防止分科会の開催実績
　第１回：平成28年７月25日
　第２回：平成28年12月１日
　第３回：平成29年３月16日
「船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン」の策定
　分科会での議論を踏まえ、平成29年３月に、アプリに求められる安全要件をとりまとめた「船舶におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン」を策定

（ウ）効果的な情報の提供・注意喚起
講じた施策
　小型船舶操縦者等の安全意識の向上を図るため、海の安全情報（平成28年に「MICS」から呼称変更）のインターネット・ホームページ、スマートフォンサイト、電子メール配信機能等を活用し、船舶交通の安全に必要な情報を提供した。（海上保安庁）

評価
　船舶交通の安全に必要な情報を提供している海の安全情報は、PCサイト、スマートフォンサイトによる運用のほか、GPSの位置情報を活用した機能を新たに加えて利便性を向上させた結果、アクセス件数及びメール登録者数ともに増加傾向となっており、効果的な情報提供を行うことができたと考えられる。（海上保安庁）

施策名	5. 小型船舶の安全対策の充実 (1) 小型船舶の安全対策の推進 イ 小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発

計画に記載されている概要

・小型船舶操縦者の遵守事項等（発航前点検の実施，適切な見張りの実施等）の周知・啓発
・免許更新講習の充実
・遵守事項違反制度の見直し

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）注1		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
5 (1) イ	○		○		インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373 の内数	908 の内数	902 の内数			年度		国土交通省
						海上保安庁の予算	百万円	129 の内数	126 の内数	315 の内数	107 の内数	106 の内数	150 の内数	185 の内数	175 の内数					海上保安庁
					アウトプット	小型船舶の遵守事項に係るパトロール活動（フロー）	回	237	402	278	244	294	308	342	270	−8.2%	12.7%	年度		国土交通省
						小型船舶の遵守事項に係る周知啓発活動（フロー）	回	354	582	476	578	492	528	587	533	8.3%	6.6%	年度		国土交通省
						小型船舶の更新講習及び失効再交付講習受講者数（フロー）	人	248,425	265,524	273,781	253,894	225,791	227,078	242,637	248,664	10.1%	−4.7%	年度		国土交通省
						海難防止講習会の開催回数（フロー）	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%			海上保安庁
						海難防止講習会の受講者数（フロー）	回	44,333	49,086	46,485	55,553	55,651	38,751	55,472	53,146	−4.5%	−6.5%			海上保安庁
						小型船舶（PB，漁船，遊漁船）への安全運航に関する指導隻数（フロー）	隻	30,648	29,142	26,028	26,320	28,537	27,616	28,414	26,914	−5.7%	2.5%			海上保安庁

					中間アウトカム	小型船舶（漁船、遊漁船、プレジャーボート）の船舶海難隻数（フロー）	隻	2,023	1,694	1,734	1,599	1,596	1,573	1,529	1,600	0.3%	−4.6%			国土交通省
						小型船舶（漁船、遊漁船、プレジャーボート）の船舶事故による死者・行方不明者数（フロー）	人	81	67	62	85	39	51	57	42	7.7%	−19.4%			国土交通省
						小型船舶のライフジャケット着用率（フロー）	%	48%	51%	55%	58%	59%	56%	62%	72%	13.3%pt	6.0%pt			国土交通省
						総トン数20トン未満の船舶の船舶海難隻数（フロー）	隻	2,036	1,711	1,799	1,642	1,635	1,609	1574	1659	1.5%	−4.6%			海上保安庁

注1：評価指標の単位が「％」のものは、「％」の差「％pt」にて計算。
注2：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減率、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減率。

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化	○	広く国民全体に対する法令遵守やライフジャケットの常時着用等の自己救命策確保の徹底の呼びかけ

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

講じた施策
関係機関と連携し、遵守事項に係るパトロール活動及び周知啓発活動等を実施した。（海上保安庁）
また、「発航前の検査義務」及び「見張りの実施義務」を処分対象へ追加、原則全ての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用義務化など、省令等の改正を行った。（国土交通省）
さらに免許証更新時の講習においては、当該省令改正を受け、視聴覚教材をライフジャケットに関する事項に重点を置くなど小型船舶操縦者の資質向上を図った。（国土交通省）

評価
省令改正により「発行前の検査」及び「見張りの実施」を処分対象へ追加したうえで、小型船舶操縦者の遵守事項等（発航前検査の実施、適切な見張りの実施等）について掲載したパンフレット等をパトロール活動や周知啓発活動等の際に配布し、免許更新時の講習においてライフジャケットに関する事項に重点を置くなど、小型船舶操縦者に対して広く周知・啓発を図ったことにより、安全意識の向上が図られ、船舶海難の削減に寄与したものと考えられる。（国土交通省）

施策名	5. 小型船舶の安全対策の充実 (1) 小型船舶の安全対策の推進 ウ ライフジャケット着用率の向上

計画に記載されている概要
・ライフジャケットの着用効果の周知啓発とその着用の指導徹底 ・小型船舶操縦者の遵守事項であるライフジャケットの着用の義務付けの在り方検討

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)注1		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
5 (1) ウ			○		インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373 の内数	908 の内数	902 の内数			年度		国土交通省
						海上保安庁の予算	百万円	129 の内数	126 の内数	315 の内数	107 の内数	106 の内数	150 の内数	185 の内数	175 の内数			年度		海上保安庁
						水産庁の予算	百万円				22 の内数	19 の内数	16 の内数	15 の内数	16 の内数			年度		水産庁
					アウトプット	小型船舶の遵守事項に係るパトロール活動(フロー)	回	237	402	278	244	294	308	342	270	−8.2%	12.7%	年度		国土交通省
						小型船舶の遵守事項に係る周知啓発活動(フロー)	回	354	582	476	578	492	528	587	533	8.3%	6.6%	年度		国土交通省
						海難防止講習会の開催回数(フロー)	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%	年		海上保安庁
						海難防止講習会の受講者数(フロー)	回	44,333	49,086	46,485	55,553	55,651	38,751	55,472	53,146	−4.5%	−6.5%	年		海上保安庁
						小型船舶(PB, 漁船, 遊漁船)への安全運航に関する指導隻数(フロー)	隻	30,648	29,142	26,028	26,320	28,537	27,616	28,414	26,914	−5.7%	2.5%	年		海上保安庁
						小型船舶(漁船、遊漁船、プレジャーボート)の船舶事故による死者・行方不明者数(フロー)	人	81	67	62	85	39	51	57	42	7.7%	−19.4%	年度		国土交通省

					中間アウトカム	海中転落者のライフジャケットの着用率（漁船）（フロー）	%	31%	20%	37%	45%	38%	41%	37%	49%	11.0%pt	2.3%pt	年度		国土交通省
						海中転落者のライフジャケットの着用率（遊漁船）（フロー）	%				71%	58%	73%	86%	63%	5.0%pt		年度		国土交通省
						海中転落者のライフジャケットの着用率（プレジャーボート）（フロー）	%	70%	79%	76%	68%	76%	76%	78%	87%	11.0%pt	7.0%pt	年度		国土交通省

注1：評価指標の単位が「％」のものは、「％」の差「％pt」にて計算。
注2：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減率、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減率。

今後の海上交通安全対策を考える視点		
種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化	○	広く国民全体に対する法令遵守やライフジャケットの常時着用等の自己救命策確保の徹底の呼びかけ

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

講じた施策
　小型船舶からの海中転落による死者・行方不明者を減少させるため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭26運輸省令91）の改正を行い、平成30年２月１日から原則としてすべての小型船舶乗船者にライフジャケットの着用を義務付けた。免許更新時における改正内容を盛り込んだ講習の実施やイベントにおける安全啓発活動を行うとともに、ライフジャケット着用については、毎年４月から８月に関係省庁・団体と連携して実施している「小型船舶に対する安全キャンペーン」の一環としてパンフレット等による周知啓発を行っている。（国土交通省）
　加えて、ライフジャケットの常時着用のほか、防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を３つの基本とする「自己救命策確保キャンペーン」を新聞、テレビ、ラジオ等の媒体その他のあらゆる手段を通じて、強力に推進した。（海上保安庁）
漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する安全推進員等を養成し、ライフジャケット着用推進のための普及啓発を実施した。また、着用しやすいライフジャケットを提案するための「作業環境に適した着やすいライフジャケットの例」や漁業者を対象としたライフジャケットの着用率調査結果をホームページに掲載するなど、着用促進を図った。（水産庁）

評価
　省令改正により原則全ての小型船舶操縦者にライフジャケットの着用を義務付けたうえで、関係省庁・団体と連携して実施している海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）での海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて、海事関係者に限らず広く国民全般に対して法令遵守やライフジャケットの常時着用等の自己救命策確保の徹底を呼びかけたことにより、ライフジャケット着用率を増加させることが出来た。（国土交通省・海上保安庁）

施策名	5. 小型船舶の安全対策の充実 (2) プレジャーボートの安全対策の推進

計画に記載されている概要

・プレジャーボートの安全に関する指導等の推進
・ミニボートの安全対策の実施
・カヌー等における安全対策

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30(注)	25～27→28～30(注)			
					(ア)プレジャーボートの安全に関する指導等の推進															
					インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373の内数	908の内数	902の内数			年度		国土交通省
						海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	150の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
						警察庁の予算	百万円	－	－	－	－	－	－	－	－					警察庁
					アウトプット	小型船舶の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(フロー)	回	587	804	511	677	657	810	531	486	−26.0%	−1.0%	年度		国土交通省
						小型船舶の遵守事項に係るパトロール活動(フロー)	回	237	402	278	244	294	308	342	270	−8.2%	12.7%	年度		国土交通省
						小型船舶の遵守事項に係る周知啓発活動(フロー)	回	354	582	476	578	492	528	587	533	8.3%	6.6%	年度		国土交通省
						海難防止講習会の開催回数(フロー)	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%	年		海上保安庁
						海難防止講習会の受講者数(フロー)	人	44,333	49,086	46,485	55,553	55,651	38,751	55,472	53,146	−4.5%	−6.5%	年		海上保安庁

	小型船舶(PB)への安全運航に関する指導隻数(フロー)	隻	－	－	16,085	15,708	18,066	19,016	19,214	18,146	0.4%	13.1%	年		海上保安庁
中間アウトカム	プレジャーボートの事故隻数及び死傷者数(フロー)	隻	1,069	963	1,012	932	935	878	929	981	4.9%	−3.2%	年		海上保安庁
		人	110	107	122	139	131	125	131	109	−16.8%	−6.9%	年		海上保安庁
(イ)ミニボートの安全対策の実施															
インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373の内数	908の内数	902の内数					国土交通省
	海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	150の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
	警察庁の予算	百万円	－	－	－	－	－	－	－	－					警察庁
アウトプット	安全講習会の実施状況(フロー)	回	3	4	3	2	2	4	4	1	−50.0%	28.6%	年度		国土交通省
中間アウトカム	ミニボートの事故隻数及び死傷者数(フロー)	隻	49	56	58	59	59	68	72	84	42.4%	27.3%	年		海上保安庁
		人	7	6	5	3	6	11	8	12	100.0%	121.4%	年		海上保安庁
(ウ)カヌー等における安全対策															
インプット	国土交通省の予算	百万円	372	407	382	350	365	373の内数	908の内数	902の内数					国土交通省
	海上保安庁の予算	百万円	129の内数	126の内数	315の内数	107の内数	106の内数	150の内数	185の内数	175の内数			年度		海上保安庁
	警察庁の予算		－	－	－	－	－	－	－	－					警察庁
アウトプット	関係団体等への訪問指導※ ※マリーナ、漁協及び釣具店等へ直接訪問し、海難防止活動を行ったもの(海難防止講習会を除く。)(フロー)	回	－	－	7,185	6,796	7,066	－	5,606	8,341	18.0%	−0.6%	年	①	海上保安庁

○

○

5 (2) アイウ

					中間アウトカム	カヌーの事故隻数及び死傷者数（フロー）	隻	25	30	40	36	34	19	34	26	−23.5%	−28.2%	年		海上保安庁
							人	3	7	4	2	1	4	6	7	600.0%	142.9%	年		海上保安庁

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点		
種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	あらゆる機会を通じた海難防止思想の普及、地域に密着した安全活動の展開、ウォーターセーフティガイドの開設
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

ア　プレジャーボートの安全に関する指導等の推進

講じた施策

関係省庁海難防止連絡会議においては、平成28年から令和2年までの重点対象事項を「小型船の安全対策の推進」とし、引き続き海難防止対策の推進に関する海事関係機関の連携を強化して海難隻数の減少を図っている。（海上保安庁）

小型船舶の安全対策を推進するため、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭26運輸省令91）の改正を行い、平成28年７月１日から「発航前の検査義務」及び「見張りの実施義務」の違反者を処分対象とした。（国土交通省）

海上保安庁ではプレジャーボートの海難防止のためには、マリンレジャー愛好者の安全意識を高揚させることが重要であることから、関係機関と連携して海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて海難防止思想の普及を図るとともに、小型船安全協会等の民間組織や海上安全指導員、地域のライフセーバー等のボランティアと連携して、地域に密着した安全活動を展開した。（海上保安庁）

さらに、法定事項である遵守事項の徹底を呼び掛けるとともに、違反者に対する是正指導を実施した。このほか、海上交通ルールの遵守、インターネットや携帯電話等による気象・海象や航行警報等の安全情報の早期入手等についても、パンフレット等を活用して広く啓発を行った。（海上保安庁）

国土交通省では，関連省庁や日本小型船舶検査機構と連携して、適切な間隔で船舶検査を受検するよう漁港・マリーナ等でのパトロールを実施するとともに、毎年４月から８月に関係省庁・団体と連携し、「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施するとともに、パンフレット等による周知啓発を行っている。（国土交通省）

また、毎年行っている遵守事項に係るパトロール活動及び周知啓発活動においてこれらの項目については重点実施事項と位置づけ、遵守事項違反の取締り、パンフレットを配布する等関係機関と連携を図りながら実施した。（国土交通省）

評価

ウェブサイトやリーフレット等で発航前検査チェックリストを掲載し、関係省庁や小型船安全協会、ライフセーバー協会などの関係団体と連携し、訪船指導を行うなど、マリンレジャー愛好者の安全意識の高揚を図り、また、海の安全情報により、海上活動に係る安全情報の提供を多くのマリンレジャー愛好者に行い、安全情報の早期入手について啓発を図ったものの、プレジャーボートによる船舶海難数は近年増加しており、引き続き安全対策を推進していく必要がある。（国土交通省・海上保安庁）

法令改正等

〇船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正

平成28年７月１日施行

「発航前の検査義務」及び「見張りの実施義務」の違反者を処分対象に

イ　「ミニボート」の安全対策の実施

講じた施策

国土交通省（地方運輸局）、海上保安庁等の支援のもと、（一社）日本マリン事業協会が主体となり、ジャパンインターナショナルボートショー、ミニボートフェスティバル等の海事イベントにおいて、ユーザー向け安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備（国土交通省策定）」等を活用した安全講習を実施し、ミニボートの安全に係る周知・啓発を行った。（国土交通省）

また、（一社）日本マリン事業協会の会員企業においては、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック（（一社）日本マリン事業協会策定）」を製品に同梱し、購入者へのミニボートの安全に係る周知・啓発を行った。（国土交通省）

このほか、地方運輸局及び（一社）日本マリン事業協会では、ミニボートに係る相談窓口を設置している。（国土交通省）

海上保安庁では、平成29年度から意見交換会の開催を通じてアクティビティごとに安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨された情報（ウォーターセーフティガイド）を発信する総合安全情報サイトを開設し、30年度は、「水上オートバイ編」、「カヌー編」、「SUP編」、「ミニボート編」、「遊泳編」を策定した。（海上保安庁I）

評価

上記のとおり、ミニボートの安全対策について積極的な周知・啓発活動を行ったものの、ミニボートによる船舶事故隻数は徐々に増加しており、今後はウォーターセーフティガイドを広く国民に周知啓発するため、効果的な広報や海難防止活動を検討・実践し、ミニボートユーザーに対して安全意識の高揚を図る必要がある。（国土交通省・海上保安庁）

ウ　カヌー等における安全対策

講じた施策

カヌー、ヨット、手漕ぎボートにおいても、安全意識の向上や有効なライフジャケットの着用推進を図るため、民間団体等の協力のもと、フィッシングショー等のイベントを活用するほか、販売店等に対しリーフレットを配布し、購入者に対する安全啓発を実施した。（国土交通省）

また、水上オートバイのジェット噴流を活用したハイドロフライドデバイスと呼ばれる遊具や、ボート等に曳航され滑走や浮遊するトーイング遊具使用中の事故が発生していることから、関係団体と情報を共有し、ユーザーへの注意喚起を図った。（海上保安庁）

さらに、平成29年度から意見交換会の開催を通じてアクティビティごとに安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨された情報（ウォーターセーフティガイド）を発信する総合安全情報サイトを開設し、30年度は、「水上オートバイ編」、「カヌー編」、「SUP編」、「ミニボート編」、「遊泳編」を策定した。（海上保安庁）

評価

関係省庁・団体と連携して実施している海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）等のあらゆる機会を通じて、マリーナ等への訪問指導により、ライフジャケットの常時着用等の自己救命策の周知、啓発を行ったほか、駅、電車内等の公共機関にライフジャケット着用を啓発するポスターを掲示し、海洋レジャー愛好者に対して幅広く啓発を図ったことにより、カヌーによる船舶海難隻数は減少傾向となったが、死傷者数が増加傾向であり、特に経験年数が3年未満の初心者による海難割合が約7割と高いため、広く国民に周知啓発する必要があることから、効果的な広報や海難防止活動を検討・実践し、カヌー初心者に対して安全意識の高揚を図る必要があると考えられる。（国土交通省・海上保安庁）

備考

①マリーナ、漁協及び釣具店等へ直接訪問し、海難防止活動を行ったもの（海難防止講習会を除く。）

施策名	5. 小型船舶の安全対策の充実 (3) 漁船等の安全対策の推進

計画に記載されている概要
・関係省庁が連携した漁業関係者を対象とした海難防止講習会や訪船指導 ・安全運航のための基本的事項の励行についての指導

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ(平成)								増減率(%)注1		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	おける船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
5	(3)			○		○		インプット	国土交通省の予算		百万円	372	407	382	350	365	373 の内数	908 の内数	902 の内数			年度		国土交通省
									海上保安庁の予算		百万円	129 の内数	126 の内数	315 の内数	107 の内数	106 の内数	150 の内数	185 の内数	175 の内数			年度		海上保安庁
									水産庁の予算		百万円				22 の内数	19 の内数	16 の内数	15 の内数	16 の内数					水産庁
								アウトプット	小型船舶の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数(フロー)		回	587	804	511	677	657	810	531	486	−26.0%	−1.0%	年		国土交通省
									海難防止講習会の開催回数(フロー)		回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,730	1,446	1,851	1,755	1.4%	9.0%	年		海上保安庁
									海難防止講習会の受講者数(フロー)		人	44,333	49,086	46,485	55,553	55,651	38,751	55,472	53,146	−4.5%	−6.5%	年		海上保安庁
									小型船舶(漁船，遊漁船)への安全運航に関する指導隻数(フロー)		隻	−	−	12,699	10,612	10,451	8,510	9,200	8,768	−16.1%	−21.6%	年		海上保安庁
								中間アウトカム	漁船・遊漁船の事故隻数及び死傷者数(フロー)		隻	954	731	722	667	661	695	600	619	−6.4%	−6.6%	年		海上保安庁
											人	157	163	140	174	98	139	119	127	29.6%	−6.6%	年		海上保安庁

									漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率（フロー）	%	31%	20%	37%	49%	34%	35%	33%	48%	14.0%pt	−1.3%pt	年	①	海上保安庁

注1：評価指標の単位が「％」のものは、「％」の差「%pt」にて計算。
注2：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減率、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減率。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止	○	あらゆる機会を通じて安全運航に関する留意事項、海事関係法令の遵守等の指導、安全意識の高揚・啓発
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化	○	ライフジャケット着用の周知・啓発

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価

講じた施策
　国土交通省では、関連省庁や日本小型船舶検査機構と連携して、適切な間隔で船舶検査を受検するよう漁港・マリーナ等でのパトロールを実施するとともに、リーフレット等により周知を図った。（国土交通省）
　海上保安庁では、漁船の海難を防止するため、関係省庁と連携して、パトロール活動、免許時の講習、訪船指導等のあらゆる機会を通じて、適切な見張りの徹底、発航前検査の実施、インターネットや携帯電話等による気象・海象情報や航行警報等の的確な把握などの安全運航に関する留意事項、海事関係法令の遵守等についてきめ細かく指導し、安全意識の高揚・啓発を図るとともに、簡易型AIS搭載の普及促進等を行った。（海上保安庁）
　また、ライフジャケットの着用については、これまで一人乗り漁船で漁ろうに従事する者等一部の乗船者に対し義務付けを行っていたが、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭26運輸省令91）の改正を行い、平成30年３月１日から原則として全ての小型船舶乗船者に対し義務付けを行った。また、着用率向上のため、関係省庁等と連携し、安全啓発活動や訪船指導、海難防止安全講習会を行うとともに、安全啓発リーフレットの作成配布などライフジャケット着用の周知・啓発を行った。（国土交通省）
　漁船の海難や海中転落事故に対する安全対策の強化を図るため、漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する安全推進員等を養成し、漁業労働環境の向上等を通じて海難事故の減少を図るとともに、漁船へのAIS搭載の普及促進やスマートフォンを活用した船舶衝突防止アプリの開発実証などを行った。（水産庁）

評価
　漁船の海難を防止するため、関係省庁と連携して、パトロール活動、免許時の講習、訪船指導等のあらゆる機会を通じて、適切な見張りの徹底、気象・海象情報の早期入手等の安全運航に関する留意事項、海事関係法令の遵守等についてきめ細かく指導し、安全意識の高揚・啓発を図ったことにより、漁船等（漁船及び遊漁船）の船舶海難数及び死傷者数が減少傾向にあり、効果的な活動ができたと考えられる。（海上保安庁）
　また、漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率は、平成29年の33%まで下降傾向にあったが、海難防止講習会、訪船指導等を強力かつ継続的に取組むとともに、平成30年２月にライフジャケット着用義務範囲が拡大されたこともあり、平成30年には48%まで向上したが、依然として着用率が高いとはいえない状況にあり、引き続き着用率向上に向けた取組みを推進する必要がある。（国土交通省）

備考

①※海中転落者(船舶事故に伴うものを含む)のうちライフジャケットを着用していた者の割合

施策名	7. 救助・救急活動の充実 (1) 海難情報の早期入手体制の強化 (2) 迅速的確な救助勢力の体制充実・強化

計画に記載されている概要

・ヘリコプターの機動性，高速性等を活用した機動救難体制の拡充によるリスポンスタイムの短縮，救急救命士による高度な救急救命体制の充実
・関係省庁及び公益社団法人日本水難救済会等の民間救助団体と連携した救助・救急活動の円滑化
・リアルタイムな海潮流の把握を進め，精度の高い漂流予測を実施
・広く一般に「緊急通報用電話番号『118 番』の有効活用」，「防水パック入り携帯電話等による連絡手段の確保」に関する指導・啓発及び広報活動等を実施
・水産関係機関・団体への訪問指導等を行うことによる，特に漁業関係者に対する安全意識の啓発強化
・船舶・航空機等からの遭難警報の受信・解析・配信を行うコスパス・サーサットシステムにおいて構築が進められている中軌道衛星を用いたMEOSARシステムへの移行による，迅速かつ的確な情報通信体制の構築
・ヘリコプターを活用した救難体制や救急救命士による救急救命体制の強化
・救急救命士の技能を向上させ，実施する救急救命処置業務の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制と支援体制の拡充
・老朽・旧式化が進んだ巡視船艇・航空機の代替整備等に併せて速力・夜間捜索能力の向上等の高性能化に努めることによる，現場海域への到達時間や捜索に要する時間の短縮
・関係団体と協力した更なる洋上救急体制の充実強化

第10次計画における位置付け	施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）注1		年・年度	備考	担当府省庁
	船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30 注2	25～27→28～30 注2			
					(1)海難情報の早期入手体制の強化															
					インプット	海上保安庁の予算	百万円	57,821	59,627	66,000	65,880	65,171	63,362	81,432	8,939百万円の内数に81,074	－	－	年度		海上保安庁
						防衛省の予算	百万円	－	－	－	－	－	－	－	－					防衛省
					(2)迅速的確な救助勢力の体制充実・強化															
					インプット	海上保安庁の予算	百万円	57,821	59,627	66,000	65,880	65,171	63,362	81,432	8,939百万円の内数に81,074百万円を加えた額	－	－	年度		海上保安庁
						防衛省の予算	百万円	－	－	－	－	－	－	－	－					防衛省

7	(1) (2)			○		アウトプット	救助・救急体制の充実（特殊救難隊人数）（ストック）	人	36	36	36	36	36	36	36	36	0.0%	0.0%	年度		海上保安庁
							救助・救急体制の充実（機動救難士人数）（ストック）	人	64	72	72	72	81	81	81	81	0.0%	8.0%	年度		海上保安庁
							特殊救難隊出動実績（フロー）	件	230	178	169	156	139	154	131	131	−5.8%	−10.3%	年度		海上保安庁
							機動救難士出動実績（フロー）	件	542	600	594	614	598	543	611	629	5.2%	−1.3%	年度		海上保安庁
							洋上救急出動件数（フロー）	件	24	22	18	25	15	26	29	21	40.0%	31.0%	年		海上保安庁
							洋上救急訓練回数（フロー）	回	12	4	16	11	15	12	13	9	−40.0%	−19.0%	年		海上保安庁
							海難防止講習会の開催回数（フロー）	回	1,207	1,252	1,393	1,511	1,511	1,446	1,851	1,755	16.1%	14.4%	年		海上保安庁
							海難防止講習会の受講者数（フロー）	回	44,333	49,086	46,485	55,553	55,553	38,751	55,472	53,146	−4.3%	−6.5%	年		海上保安庁
							安全運航に関する指導隻数（フロー）	隻	39,469	37,875	38,175	35,299	35299	35,749	36,304	35,541	0.7%	−1.1%	年		海上保安庁
							民間部門														
							JASREP参加隻数（フロー）	隻	2,955	3,086	2,759	2,575	2,467	2,347	2,320	2,197	−10.9%	−12.0%	年		海上保安庁
							民間救助体制の強化（水難救済会の救難所箇所数）（ストック）	箇所	1,299	1,298	1,306	1,305	1,317	1,318	1,324	1,317	0.0%	0.8%	年度		海上保安庁
							民間救助体制の強化（水難救済会の救難所員数）（ストック）	人	54,408	53,615	53,531	52,668	52,460	52,158	51,648	51,178	−2.4%	−2.3%	年度		海上保安庁
							民間救助体制の強化（BAN会員数）（ストック）	人	6,775	7,002	7,288	7,964	8,582	9,173	9,729	10,050	17.1%	21.5%	年度		海上保安庁
							新規に投入した観測機器数（データ数の充実）（ストック）	台	7	20	32	28	29	29	31	21	−27.6%	−9.0%	年度		海上保安庁

						漂流予測実施回数（フロー）	回	1,236	505	301	592	407	538	412	263	−35.4%	−6.7%	年度		海上保安庁
					中間アウトカム	要救助海難に対する全体の救助率	%	95%	96%	96%	95%	97%	95%	96%	96%	−1.0%pt	−0.3%pt	年		海上保安庁
						20トン未満の船舶からの海難による海中転落の救助率	%	31%	34%	42%	33%	40%	33%	44%	45%	5.0%pt	2.3%pt	年		海上保安庁
						海難発生後2時間以内での海上保安庁の関知率	%	64%	78%	78%	80%	77%	75%	76%	75%	−2.0%pt	−3.0%pt	年		海上保安庁

注1：評価指標の単位が「％」のものは、「％」の差「％pt」にて計算。
注2：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減率、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減率。

今後の海上交通安全対策を考える視点		
種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化	○	救助・救急体制の充実、海難救助体制の連携強化、「緊急通報用電話番号『118番』の活用等の啓発活動

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
講じた施策 （1）海難情報の早期入手体制の強化 　地方自治体、水産関係団体、釣り関係団体等と連携・協力した講習会の開催や釣り場の巡回のみならず、メディア等を通じて「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」、「防水パック入り携帯電話等による連絡手段の確保」に関する指導・啓発及び広報活動等を実施することに加え、緊急通報位置情報システムにより、緊急通報時に携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで遭難位置を迅速に把握することができ、迅速な救助につながることを周知したほか、定時連絡や行き先・帰宅時間を家族や知人に連絡しておくこと、PLB（携帯用位置指示無線標識）の活用といった連絡体制の確保の重要性の啓発活動を行った。また、平成31年11月1日より、聴覚や発話に障がいのある方のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスである「NET118」の運用を開始した。（海上保安庁） （2）迅速的確な救助体制の充実・強化 ①　救助勢力の早期投入 　海難等の発生に備え即応体制を確保するとともに、大型台風の接近等により大規模な海難の発生が予想される場合には、非常配備態勢及び特殊救難隊の前進配備態勢をとった。（海上保安庁） ②　救助・救急体制の充実 　全国8航空基地（72人）に配置していた機動救難士について、平成27年4月、新たに石垣航空基地に機動救難士９名を配置して以降、全国9基地（81人）体制を継続した。令和元年10月、羽田特殊救難基地に統括隊長（1人）を配置した。また、特殊救難隊をはじめ機動救難士や救急救命士の養成を継続するなど、救助・救急体制の充実・強化を図った。（海上保安庁） ③　救急救命士については、実施できる救急救命処置範囲の拡大・高度化が進められる中、訓練・研修を通じて救急技能を向上させたほか、救急救命士が行う救急救命処置の質を医学的観点から保障するため、海上保安庁メディカルコントロール体制を充実させ、救急救命処置の質的向上を推進した。（海上保安庁） 　また、平成31年4月1日より、救急救命士の補助者として消防機関の救急隊員と同じ応急処置を実施できる「救急員制度」の運用を開始した。（海上保安庁） 　この他、救助・救急資器材の充実に努めた。（海上保安庁） ④　海難救助体制の連携 「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（SAR条約）に基づく、北西太平洋の広大な海域における捜索救助活動を迅速かつ的確に行うため、ワークショップの開催、合同訓練の実施等を通じて諸外国捜索救助機関との連携・協力を深めるとともに、東南アジア諸国からの要請に応じて、海上における捜索救助体制の整備のため、研修員の受入れを行った。（海上保安庁） 　平成31年2月に「日本国政府と中華人民共和国政府との間の海上における捜索及び救助についての協力に関する協定（日中SAR協定）」を締結したことにより、日中の協力に関する法的枠組みが構築された。（海上保安庁） 　沖合での海難救助については、SAR条約に基づき、任意の相互救助システムである日本の船位通報制度（JASREP）を運用した。（海上保安庁） 　沿岸部での小型船舶等に対する海難救助については、公益社団法人日本水難救済会等と連携協力し、海難救助活動を行った。（海上保安庁） 　転覆船や火災船からの人命救助等、専門的な救助技術・知識が要求される海難に適切に対応するため、特殊救難隊等に継続的に訓練・研修を実施させ、海難救助技術の維持・向上を図った。（海上保安庁） 　全国各地で実施されている民間救助組織の救助訓練の指導を行うなど、民間救助体制の強化を図った。（海上保安庁） ⑥　洋上救急体制の充実 　洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師を迅速かつ円滑に搬送し、適切な医療活動を行うため、公益社団法人日本水難救済会が事業主体となって実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し、医師、看護師等との慣熟訓練を実施するなど、洋上救急体制の充実を図った。（海上保安庁） ⑦　漂流予測にかかるデータの充実 　漂流予測結果を蓄積・分析するとともに、海潮流観測を実施し、データの充実を図った。（海上保安庁） 評価 救助・救急体制の充実、海難救助体制の連携強化、「緊急通報用電話番号『118番』の有効活用」、「防水パック入り携帯電話等による連絡手段の確保」の啓発活動を行ったことで、「20トン未満船舶からの海難による海中転落の救助率」は、平成30年には45％まで向上し目標は達成された。 一方、「海難発生後2時間以内での海上保安庁の関知率」については、数値目標の達成に至らなかった。一因として、係留中の小型船舶の転覆事故や一人乗り漁船の連絡途絶事案、僚船により救助された漁船が事後に通報したこと等があげられるため、第１１次交通基本計画では、漁船に焦点を当てつつ、今後も引き続き指導・啓発及び広報活動等の取組が必要である。（海上保安庁） 特殊救難隊や機動救難士、救急救命士の養成、救急員制度の創設等により、救助・救急体制の充実・強化は着実に実施できている。（海上保安庁） 平成31年2月、日中SAR協定を締結し、海上捜索救助分野における日中協力に関する法的枠組みが構築されたことにより、関係当局によるこれまで以上に円滑かつ効率的な捜索救助活動が可能となった。（海上保安庁） JASREP参加隻数、民間救助勢力も安定して推移してきており、継続的な取組み状況がうかがえる。（海上保安庁） 精度の高い漂流予測を実施するためAOV（自律型海洋観測装置）等による観測によりリアルタイムな海潮流データを取得し、海潮流データが充実されてきている。（海上保安庁） 法令改正等 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令 平成28年7月１日施行 従前から小型船舶操縦者が遵守すべきものとして法定義務化されていた「発航前の検査義務」等について、当該遵守事項の違反者に対し、新たに違反点数を付した。

施策名	10. 海上交通の安全対策に係る調査研究の等の充実

計画に記載されている概要

・海上技術安全研究所において、低引火点液体等の新しい貨物・燃料を扱う船舶のリスクを評価する手法の開発
・リスク評価の結果を安全基準や船舶設計へ反映する方策についての研究

第10次計画における位置付け				施策群				評価指標			実績データ（平成）								増減率（%）		年・年度	備考	担当府省庁
				船舶事故の減少	ふくそう海域における船舶事故の減少	高い救助率の維持・確保	包括的	種類・名称		単位	23	24	25	26	27	28	29	30	27→30（注）	25～27→28～30（注）			
10							○	インプット	国土交通省の予算	百万円	2,852	2,830	2,711	2,865	2,888	5,448の内数に33の内数を加えた額	5,302の内数に35の内数を加えた額	5,232の内数に34の内数を加えた額			年度		国土交通省
								インプット	海上保安庁の予算	百万円	－	－	－	－	－	－	－	－					海上保安庁

注：「27→30」は平成27年（度）に対する平成30年（度）の増減割合、「25～27→28～30」は平成25～27年（度）の平均に対する平成28～30年（度）の増減割合。

今後の海上交通安全対策を考える視点

種　類	該　当	内容（事例等）
ヒューマンエラーによる事故の防止		
ふくそう海域における大規模海難の防止		
旅客船の事故の防止		
人命救助体制及び自己救命対策の強化		

平成28年度から令和元年度までに行った施策を踏まえた評価
講じた施策 　海上技術安全研究所は、低引火点燃料を使用する船舶のリスク評価手法の開発を行うとともに、リスク評価の結果を安全基準や船舶設計へ反映する方策についての研究を実施した。その結果、IMOでのIGFコードの策定、国内向けの小型水素燃料電池船の安全性ガイドラインの策定に貢献した。さらに、液化水素運搬船に関する安全基準、係船索や自動運航船の安全対策に関連した調査研究や提案などを国際機関や国土交通省に提出することにより、船舶の安全性向上に貢献した。（国土交通省） 海上技術安全研究所での主な調査研究 〇先進的な船舶の安全性評価手法及び更なる合理的な安全規制の体系化に関する研究開発 →例えば、波浪荷重から構造強度までを一貫して評価解析を可能とするシステムを開発及び高度化し、実際の船体全体を通じた疲労被害度等の評価を可能とし、損傷事故の解析に活用した。（国土交通省） 〇海難事故等の原因究明の深度化、防止技術及び適切な対策の立案に関する研究開発 →高度な再現技術等をもとに、運輸安全委員会等から多数の委託を受け、事故の原因究明を行うとともに再発防止対策等を提案した（国土交通省） 　海上保安庁では、VDESについて、東京でワークショップを開催し、概要及び性能基準等のとりまとめに貢献した。また、平成30年度に技術試験（海上試験）を実施し得られた運用ニーズを踏まえ、引き続き我が国が推進・主導し国際標準化に貢献していく。（海上保安庁） 　また、船舶の安全な航海を確保するための測量・調査観測技術および解析技術に関する調査研究を行った。特に，広域にわたる正確な海潮流情報を提供するために，海潮流情報の検証手法や予測手法の調査研究を実施した。（海上保安庁） 海上保安庁での主な調査研究 〇海上保安庁においては、海洋短波レーダーの流向・流速値による相模湾の流れの分析等の調査研究を実施し、成果については、研究成果発表会を行うとともに、研究報告を発行し、Webサイトに掲載することで、広く一般に公表している。（海上保安庁） 評価 　海上技術安全研究所は、船舶の事故原因解明及び事故対策の確立に資する研究成果を上げるとともに、運輸安全委員会の事故調査報告書の作成や国土交通省における各種安全対策の推進にも貢献するなど実用的かつ優れた研究成果を上げている。 また、係船設備に係る事故防止基準案の策定等をIMO（国際海事機関）に提案するなど、実用的かつ優れた研究成果も上げている。（国土交通省） 　海上保安庁が実施した「海上交通の安全対策に係る調査研究等の充実」の成果は，「航海安全情報の充実及び利便性の向上」等の施策のアウトプットとなり，他の船舶交通の安全のための施策と一体となって，目標の達成に貢献したものと考えられる。（海上保安庁）

第５章　　その他の施策の評価

第１項　　その他の施策の評価の考え方

第 10 次計画について「重点施策及び新規施策以外」の「その他の施策」について、アウトプットを中心に、実績データを収集し、進捗状況を把握した上で、評価を行った。

第２項　　その他の施策の評価結果

1　海上交通環境の整備

<table>
<tr><td>(1) 交通安全施設等の整備</td><td>
ア　開発保全航路の整備、港湾の整備等交通安全施設の整備
○　船舶航行の安全性向上等のため、東京湾中央航路や関門航路等の開発保全航路において浚渫等を行った。
○　社会資本整備重点計画に基づき、海上交通の安全性の向上を図るため、防波堤、航路、泊地等の整備を行った。
（国土交通省）

イ　漁港の整備
○　漁船の安全な航行や荒天時等においても漁船の安全な避難を可能とする防波堤、航路及び泊地等の整備を推進した。
（水産庁）

ウ　航路標識等の整備
<u>航路標識の自立型電源導入率</u>
<table>
<tr><td></td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td></tr>
<tr><td>自立型電源導入率</td><td>81.6%</td><td>84.5%</td><td>85.3%</td><td>85.9%</td><td>86.0%</td><td>87.3%</td><td>87.5%</td><td>87.8%</td></tr>
</table>
（※国土強靭化基本計画における指標）
（海上保安庁）

<u>航路標識法の一部改正</u>
平成 29 年４月１日施行
簡易な航路標識の設置について届出制を導入するとともに、設置及び管理に係る基準を明確化
（海上保安庁）

エ　港湾における大規模災害対策の推進
○　大規模災害発生時でも緊急物資の輸送を可能とし、災害後の経済活動を支える海上交通ネットワークの維持を図るため、港湾施設の耐震・耐波性能等の向上を推進した。
（国土交通省）

○　平成 28 年度までに重要港湾以上（125 港）の全ての港湾において、港湾ＢＣＰを策定し、三大湾及び瀬戸内海において、緊急確保航路等航路啓開計画を策定した。また、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾ＢＣＰの改善を図る等、災害対応力の強化に取り組んだ。
（国土交通省）
</td></tr>
</table>

オ 漁港の耐震性の強化

○　地震等の災害時に地域の防災拠点となる漁港において、地域の防災計画と整合性を図り、救援船等に対応可能な泊地、耐震性を強化した岸壁、輸送施設等の整備を推進した。また、漁港構造物の耐震性についての現状の把握に努め、耐震化の技術開発を行った。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
防災拠点漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合	7%	14%	16%

（水産庁）

カ 漂流ごみの回収による船舶交通安全の確保

○　船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に漂流する流木等のごみを回収した。

（国土交通省）

キ 港湾施設の老朽化対策の推進

○　港湾の施設単位毎に作成する維持管理計画や港湾単位で作成する予防保全計画に基づいて，老朽化や社会情勢の変化に伴って機能が低下した施設の利用転換やスペックの見直し等を計画的に進め，より効率的なふ頭へ再編するなど，戦略的なストックマネジメントによる老朽化対策の推進を図った。

（国土交通省）

（３）海上交通に関する情報提供の充実

ア 航行支援システムを用いた情報提供の実施

○　船舶の動静を把握した上で行う情報提供や全国各地の灯台等で観測した気象・海象の現況、その他、船舶交通の安全のために必要な情報の提供を、ＡＩＳ、無線等、多様な手段を用いて引き続き実施していくとともに、ＡＩＳを活用した橋梁への衝突防止対策の強化のほか、利用者ニーズを踏まえ利便性向上を図った。

（海上保安庁）

○　また、ＡＩＳ情報を活用した走錨監視や乗揚げ防止指導等の強化を図るため、ＡＩＳ運用官の初任研修制度を導入し研修制度を強化した。多様な手段を用いての情報提供を引き続き実施したことにより、船舶交通の安全に寄与したものと考えられるなか、ＡＩＳによる情報提供件数は年々増加しており、特に、ＡＩＳによる乗揚げ・走錨に係る注意喚起件数は飛躍的に増加しており、ＡＩＳを活用した橋梁への衝突防止対策の強化のほか、利用者ニーズを踏まえ利便性向上を図ったことにより、ＡＩＳを活用した乗揚げ防止指導等の確実性が向上しているものと考えられる。

（海上保安庁）

ＡＩＳによる情報提供件数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
情報提供件数	3,370,814 件	3,486,235 件	3,724,126 件	3,889,830 件	4,225,770 件

（海上保安庁）

乗揚げ・走錨のおそれのある AIS 搭載船に対する注意喚起件数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
注意喚起件数	45,439 件	100,182 件	348,095 件	342,611 件	415,038 件

（海上保安庁）

緊急情報配信サービス配信件数

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
緊急情報	航路標識関係	834 件	670 件	710 件	810 件	929 件
	漂流物等関係	661 件	707 件	786 件	728 件	804 件
	制限又は禁止行為	492 件	653 件	486 件	262 件	583 件
	自然現象行為	373 件	391 件	381 件	356 件	315 件
	訓練・試験関係	899 件	795 件	691 件	569 件	452 件
	水深関係	270 件	202 件	165 件	201 件	161 件
	えい航関係	95 件	37 件	67 件	56 件	125 件
	その他	1,635 件	1,771 件	1,489 件	1,933 件	2,034 件
	合計	5,259 件	5,226 件	4,775 件	4,915 件	5,403 件

（海上保安庁）

イ 気象情報等の充実

○ 船舶気象通報により、沿岸海域を航行する船舶等の安全を図るため、全国の主要な岬の灯台等 132 か所において局地的な風向、風速等の観測を行い、その現況をテレホンサービス、インターネット及び電子メールで提供した。

（海上保安庁）

「気象海象不注意」を原因とした船舶事故隻数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
船舶事故隻数	119 隻	121 隻	116 隻	101 隻	127 隻

（海上保安庁）

海難防止講習会の開催状況

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
開催回数	1,511 隻	1,730 隻	1,446 隻	1,851 隻	1,755 隻
受講者数	55,553 人	55,651 人	38,751 人	55,472 人	53,146 人

（海上保安庁）

○ 平成 28 年 6 月、台風進路予報を改善（予報円を縮小）した。

（気象庁）

○ 平成 29 年 3 月、地方海上警報・予報を改善（予想の詳細化・予想時刻表記の変更）した。

（気象庁）

○ 平成 30 年 3 月、船舶気象報を報告する手段として、従来の海事衛星経由の電報に加え、電子メールによる報告も可能とするよう改正した。

（気象庁）

	○　平成 30 年 6 月、全般海上警報を改善し、風に関する警報の時間変化詳細化や発生が見込まれる低気圧に関する警報の運用を開始した。 （気象庁） ○　平成 30 年 6 月、アジア太平洋地上天気図に「発生が見込まれる低気圧に関する海上警報」の掲載を開始した。 （気象庁） ○　平成 31 年 3 月、5 日先までの台風の強度予報の提供を開始した。 （気象庁） ○　令和元年 6 月、台風の進路予報において、予報の信頼度をもとに予報円半径をより的確に絞り込む改善を実施した。 （気象庁） ○　令和元年 6 月、小笠原諸島周辺海域の風や波等の分布図形式の予報を開始した。 （気象庁） ○　観測機能を大幅に強化した静止気象衛星「ひまわり 8 号」を平成 27 年 7 月に観測運用を開始し、「ひまわり 9 号」を平成 29 年 3 月に待機運用を開始した。「ひまわり 8 号・9 号」の 2 機体制を確立し、台風・集中豪雨の監視等に必要な、切れ目のない気象衛星観測を実施した。 （気象庁） ○　防災情報提供センターホームページを運営（運営主体：気象庁）し、国土交通省が保有する防災情報をインターネットを通じて提供した。 （気象庁） ○　関係機関の潮位観測データについて、データの共有化、データ提供を行うとともに、高潮警報、気象情報、津波警報等へ利用している。 （気象庁） ○　災害時の長時間停電・通信回線網の機能停止に対応し、津波観測を継続的に行うため、簡易に設置することが可能な可搬型津波観測装置を平成 30 年度に整備した。 （気象庁） ○　全国 6 か所に設置した沿岸波浪観測装置による観測データの安定的な提供のため、令和元年度に非常電源の長時間化と衛星通信回線の整備による観測施設の強化を行った。 （気象庁） ○　内海・内湾における沿岸防災に資することを目的に平成 19 年 9 月から浅海波浪モデルの運用を試行的に開始した。その後順次海域を追加し、平成 28 年 12 月より 22 海域となっている。 （気象庁） ○　平成 29 年 3 月から、航行に危険な荒れた海域の情報を外洋波浪 24 時間予想図及び沿岸波浪 24 時間予想図に図示するよう改善を図った。 （気象庁）

	○　高潮予測の精度向上に向けた数値モデルの改善・運用を行い、令和元年 12 月には高潮予測格子点資料の提供を開始した。 （気象庁） ○　平成 29 年 11 月から、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。令和元年 5 月には、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」変更を踏まえ、防災対応等を示すキーワードを付して発表する「南海トラフ地震臨時情報」等の提供を開始した。 （気象庁） ○　平成 28 年 7 月、国立研究開発法人防災科学技術研究所が北海道沖から房総沖に「日本海溝海底地震津波観測網（S-net）」を構築し、125 地点に設置した海底津波計による観測を開始したほか、地震・津波観測監視システム（DONET）の海底津波計 31 地点においても新たに観測を開始した。これらの潮位データについて津波情報への活用を開始した。（平成 30 年度には、S-net 全 150 点・DONET 全 51 点を運用） （気象庁） ○　平成 31 年３月、津波警報について、複数の沖合観測点で観測される津波波形データを用いて、より精度良く津波の高さを予測する手法（tFISH）を新たに開発し、津波警報等の更新への活用を開始した。 （気象庁） エ 航海安全情報の充実及び利便性の向上 （１）海図・水路誌等の整備 ○　水路測量、海象観測等を実施し、航海の安全のために不可欠な航海用海図（紙海図及び航海用電子海図）及び航海参考用としての海流図、潮流図等の特殊図を刊行している。特に航海用電子海図については、画面上に自船の位置、速力、針路等の情報を表示し、警報機能を有する電子海図情報表示システムで利用されることにより、乗揚げ事故等の防止に寄与している。 　また、航海用海図に表現できない航海の安全のために必要な港湾・航路、気象・海象、航路標識等の状況について詳細に記載した水路誌を刊行している。さらに、外国人が運航する船舶の海難防止対策の一環として、英語のみで表記した紙海図及び水路誌を刊行しているほか、ふくそう海域における航法の理解を促進するため、法令やそれに対応する地理的位置関係を体系的に表示したマリナーズルーティングガイドを東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の３海域について刊行している。 　平成 28 年度は東日本大震災により被災した港湾や漁港において、綿密な水路測量により判明した水中障害物の存在、水深の変化などの海図への反映を完了した。 　平成 29 年度は東京湾海上交通管制一元化に係る海上交通安全法等の一部を改正する法律施行、平成 30 年度は海上交通安全法第 25 条第 2 項に基づく東京湾に新たな経路が指定されたことに伴い、関係する東京湾の海図へ反映した。電子海図の新国際基準の導入に備え、国際会議参画による基準策定の協議等に対応した。 （海上保安庁） （２）水路通報・航行警報の充実 ○　船舶が安全な航海を行うために必要な情報や、航海用海図・水路誌等の内容を常に最新に維持するための情報を水路通報及び管区水路通報としてインターネット等により提供したほか、航海用電子海図の更新情報を電子水路通報としてインターネット等により提供した。

また、航海中の船舶に対して緊急に周知する必要がある情報については航行警報を発出して情報を提供するなど、海上保安庁が運用している通信施設のほか衛星通信、インターネット、ラジオ、漁業無線といった様々な媒体により幅広く情報提供を実施した。これら水路通報や航行警報で周知する情報は件数が多いことから、これらを視覚的にすばやく把握できるように地図上に図示したビジュアル情報をインターネットで提供しており、海事関係者への利用の促進により、船舶航行の安全を図っている。

さらに、来島海峡における潮流のシミュレーションや我が国周辺海域における海況を取りまとめた海洋速報等をインターネットにより情報提供している。

（海上保安庁）

水路通報・航行警報ＨＰ閲覧回数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
HP閲覧回数	4,393,493件	5,471,580件	5,538,316件	5,867,803件	4,318,387件	5,805,976件	6,979,213件	8,329,142件

（海上保安庁）

水路図誌刊行等実績

実施項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
紙海図	新刊	11	8	6	5	2	2	3	2
	改版	66	60	75	70	59	60	80	53
	補刷	1,090	1,153	1,210	1,021	940	903	1,589	2,397
	補正図	545	508	555	418	391	404	377	333

（海上保安庁）

（４）高齢社会に対応した旅客船ターミナルの整備

○　高齢者、障害者等も含め全ての利用者が旅客船ターミナルを安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう、一日あたりの平均的な利用者数が3000人以上の旅客船ターミナルを対象に段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進した。

旅客船ターミナルのバリアフリー化の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
段差の解消	86.7% (13/15)	87.5% (14/16)	87.5% (14/16)	100% (15/15)	100% (14/14)
視覚障害者誘導用ブロック	60.0% (9/15)	56.3% (9/16)	68.8% (11/16)	66.7% (10/15)	71.4% (10/14)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
段差の解消	100% (15/15)	100% (15/15)	100% (14/14)
視覚障害者誘導用ブロック	66.7% (10/15)	73.3% (11/15)	78.6% (11/14)

※（　）書きについては、整備済み施設数／対象施設数

（国土交通省）

2 海上交通の安全に関する知識の普及

（１）海難防止思想の普及

○　関係省庁・団体と連携の上、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて、海事関係者に限らず広く国民全般に対して法令遵守やライフジャケットの常時着用等の自己救命策確保の徹底を呼びかけるなど、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識の習得及び向上を図った。（海上保安庁）

特に例年７月 16 日から 31 日までの間、官民一体となった海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）を全国一斉に実施しているほか、霧などの気象条件や海難の発生傾向など地域や各種船舶の特性を考慮した地方レベルの運動を実施した。（海上保安庁）

さらに、ウォーターアクティビティごとに推奨される装備品や必要なスキル等安全情報を取りまとめ「ウォーターセーフティガイド」を策定の上、利用者に対し周知啓発を行った。（海上保安庁）

関係省庁・団体と連携して実施している海難防止強調運動（海の事故ゼロキャンペーン）での海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて、海事関係者に限らず広く国民全般に対して法令遵守やライフジャケットの常時着用等の自己救命策確保の徹底を呼びかけ、ウォーターアクティビティごとに推奨される装備品や必要なスキル等安全情報を取りまとめた「ウォーターセーフティガイド」を策定し、海難防止講習会、海上安全教室及び訪船指導を行うなどの周知啓発を図ったところ、ライフジャケット着用率は上昇傾向にあり、船舶操縦者等への海難防止に関する知識・技能の習得及び向上できたものと考えられる。（海上保安庁）

船舶からの海中転落者のライフジャケットの着用率

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
ライフジャケット着用率	56%	54%	54%	62%	71%

（海上保安庁）

海難防止講習会の開催状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
開催回数	1,207 回	1,252 回	1,393 回	1,511 回	1,730 回	1,446 回	1,851 回	1,755 回
受講者数	44,333 人	49,086 人	46,485 人	55,553 人	55,651 人	38,751 人	55,472 人	53,146 人

（海上保安庁）

海上安全教室の開催状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
開催回数	646 回	739 回	653 回	751 件	648 件	494 件	407 件	425 件
受講者数	63,518 人	62,200 人	73,096 人	60,163 人	65,547 人	34,201 人	29,221 人	26,094 人

（海上保安庁）

安全運航に関する指導隻数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
指導隻数	39,469隻	37,875隻	38,175隻	35,299隻	37,776隻	35,749隻	36,304隻	35,541隻

（海上保安庁）

（２）外国船舶に対する情報提供等

○　外国船舶の海難を防止するため、我が国周辺の地理や気象・海象の特性等に不案内な外国船舶に対し、訪船や IMO のホームページを活用するなどして、航路標識の設置状況等の航行安全上必要な情報等について周知するとともに航行安全指導を実施した。　（海上保安庁）

○　「ふくそう海域」及び「航路における衝突・乗揚」については、「ふくそう海域以外」も含めて減少傾向にあるため、今後も引き続き外国船舶に対して情報提供等を実施していくことで、外国船舶による海難発生件数の減少に寄与するものと考えられる。　（海上保安庁）

海域別の外国船舶事故隻数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
ふくそう海域	81隻	77隻	61隻	45隻	81隻
ふくそう海域以外	135隻	117隻	86隻	79隻	75隻

（海上保安庁）

海上交通安全法の航路における外国船舶乗揚事故隻数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
衝突・乗揚事故隻数	13隻	18隻	13隻	5隻	11隻

（海上保安庁）

3　船舶の安全な運航の確保

（４）船員災害防止対策の推進

○　第10次（平成25年度～29年度）及び第11次（平成30年度～34年度）船員災害防止基本計画に基づき、毎年度船員災害防止実施計画を作成し、安全衛生管理体制の整備とその活動の推進、死傷災害の防止を図るとともに、生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進を図るなど、船舶所有者、船員及び国の三者が一体となって船員災害防止対策を強力に推進した。また、船舶所有者等が自主的に船員災害に係るリスクアセスメントとＰＤＣＡサイクルという一連の過程を定めて継続的な改善を行うことにより安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」や、中小船舶所有者を主な対象とした「船内向け自主改善活動（ＷＩＢ）」の普及促進を図った。

上記施策等の船員災害防止活動を行ったことで、第10次船員災害防止基本計画において設定された目標（同計画の期間の船員災害の年平均発生率について、第９次基本計画期間（平成20～24年度）の年平均値と比較して、死傷災害については全体として13%、疾病については全体として10%減少させる）を達成できた。

（国土交通省）

船員災害発生率（千人率）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死傷災害	10.3	9.3	9.3	8.6	8.8
疾病	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3
合計	19.1	18.2	18.0	16.7	17.1

（国土交通省）

船員災害発生状況

	第９次	第 10 次								
	実績年平均	目 標		実 績						
		減少目標	年平均	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	減少実績	年平均
死傷災害	1.10 %	13 % 減	0.96 %	1.03%	1.03%	0.93%	0.93%	0.86%	13 % 減	0.96%
	762 人			676 人	666 人	606 人	609 人	568 人		625 人
	69,169 人			65,727 人	64,778 人	65,329 人	65,632 人	66,328 人		65,559 人
疾病	1.03 %	10 % 減	0.93 %	0.92%	0.88%	0.89%	0.87%	0.81%	16 % 減	0.87%
	714 人			607 人	572 人	584 人	570 人	539 人		574 人
	69,169 人			65,727 人	64,778 人	65,329 人	65,632 人	66,328 人		65,559 人

（国土交通省）

船員労働安全衛生月間活動実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)安全衛生に関する訪船指導隻数	1,611 隻	1,596 隻	1,534 隻	1,521 隻	1,386 隻
(2)大会、講演会、展示会等の開催か所、参加者数 ①船員災害防止大会 ②講演会、講習会、展示会など	①18 か所（1,265 人） ②63 か所（2,823 人）	①18 か所（1,391 人） ②64 か所（3,405 人）	①17 か所（1,195 人） ②62 か所（3,176 人）	①18 か所（1,285 人） ②60 か所（2,987 人）	①17 か所（1,214 人） ②66 か所（3,404 人）
(3)船員無料健康相談所の開設及び訪船診療 ①健康相談所 ②訪船診療	①111 か所（685 人） ②９隻（140 人）	①114 か所（668 人） ②９隻（116 人）	①115 か所（530 人） ②９隻（88 人）	①114 か所（765 人） ②９隻（116 人）	①110 か所（557 人） ②11 隻（105 人）
(4)船内飲用水水質検査	163 隻	237 隻	211 隻	101 隻	131 隻

（国土交通省）

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
WIB 指導員養成講習会開催実績（平成 27 年度以降開催）
<table>
<tr><td></td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td></tr>
<tr><td>開催回数</td><td>９回</td><td>11 回</td><td>10 回</td><td>８回</td></tr>
<tr><td>参加者数</td><td>358 人</td><td>297 人</td><td>456 人</td><td>297 人</td></tr>
</table>
（国土交通省）
</td>
</tr>
<tr>
<td>（５）水先制度による安全の確保</td>
<td>
○　平成 28 年６月に「登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示」を改正し、複数の水先区の水先人免許を取得しようとする者について、中小規模水先区に係る養成課程の就業期間を短縮して取得しやすくした。これにより、水先人が他の水先区への支援を円滑に行える環境が整備された。
　より効率的な水先人養成システムが構築されたことで、水先人による支援体制の充実が図られている。

（国土交通省）

水先人養成人数（入学者数）
括弧書きは第三種区分入学者数
<table>
<tr><td></td><td>平成
26 年度</td><td>平成
27 年度</td><td>平成
28 年度</td><td>平成
29 年度</td><td>平成
30 年度</td></tr>
<tr><td>一級水先人</td><td>30 人
（４）</td><td>34 人
（６）</td><td>29 人
（５）</td><td>41 人
(16)</td><td>44 人
(13)</td></tr>
<tr><td>二級水先人</td><td>17 人</td><td>30 人
（１）</td><td>20 人
（２）</td><td>15 人</td><td>15 人</td></tr>
<tr><td>三級水先人</td><td>11 人</td><td>５人</td><td>８人</td><td>９人</td><td>10 人</td></tr>
</table>
※第三種区分・・・既に水先人免許を有する者が、他の水先区の水先人免許を取得するために必要となる養成課程をいう。
（国土交通省）

平成 28 年 ６月 15 日　登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示施行
・第三種区分水先養成課程のうち、中小規模水先区に係る課程の修業期間の短縮
（国土交通省）
</td>
</tr>
</table>

（６）外国船舶の監督の推進

○　船員に求められる訓練、資格証明及び当直基準については、ＳＴＣＷ条約等の国際条約で定められているが、サブスタンダード船が人命の安全や海洋環境等に多大な影響を及ぼす重大事故を引き起こす可能性がある。このようなサブスタンダード船を排除するため、関係条約に基づき外国船舶の監督（ＰＳＣ）を推進した。

さらに、アジア太平洋地域の各国が加盟する東京ＭＯＵの枠組みに基づき、加盟国等の研修生を我が国に受け入れる訓練コースを実施するとともに、我が国の専門家を加盟国等に派遣する等の国際協力を通じてＰＳＣのレベルアップを図った。

我が国において、重大な欠陥があったため是正命令等の処分をされた外国船舶は、平成 30 年には約２％にまで減少しており、日本に入港する外国船舶の質の向上が図られている。

日本に入港する外国船舶の質の向上は、海難の防止に大いに寄与するところである。（国土交通省）

日本に入港する外国船舶に対する処分率

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
3.90%	3.30%	3.30%	1.97%	1.93%

（国土交通省）

日本に入港する外国船舶に対する検査隻数

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
5,337 隻	5,400 隻	5,438 隻	5,439 隻	5,173 隻

（国土交通省）

研修生の受け入れ実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
19 人	22 人	24 人	24 人	24 人

（国土交通省）

専門家派遣実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
３か国	４か国	４か国	２か国	３か国
４人	７人	７人	４人	５人

（国土交通省）

（７）大規模災害への対応の強化

ア　旅客及び船舶の津波避難態勢の改善

○　これまでの取組として、平成 25 年度に「船舶津波避難マニュアル作成の手引書」を公表したことを皮切りに、「モデル的マニュアル（簡易マニュアル様式）」、より簡易なマニュアルの様式である「津波対応シート」及び同シートの外国語版を公表するなどを行っている。

なお、内航の旅客及び危険物を輸送する大規模船社に対しては「船舶津波避難マニュアル」の作成等に必要な協力・支援等を実施してきた。また、小規模事業者に対しては、「津波対応シート」を地方運輸局等より配布することにより周知を行った。

平成 30 年度においては、前年度に引き続き船舶運航事業者に対し「津波避難マニュアル」の作成及び作成したマニュアルに基づく津波避難訓練の実施を呼びかけた。特に日本に寄港する外国船舶に対しては、船舶代理店事業者等を介して「津波対応シート」の外国語版の周知を行った。

「船舶津波避難マニュアル作成の手引書」及び「モデル的マニュアル（簡易マニュアル様式）」の作成・公表及び地方運輸局等からの協力・支援等によりマニュアル作成を働きかけてきた結果、公共性の高い定期旅客船の運航事業者や、被災時の影響が大きい危険物輸送船の運航事業者については、ほぼ全て船舶津波避難マニュアルが作成され、津波避難態勢の改善が図られた。

（国土交通省）

対象事業者（※）における「船舶津波避難マニュアル」の作成状況

（※対象事業者･･･内航で旅客を輸送する船社（A[1]･B[2]事業者）、内航で危険物を輸送する船社（500GT 以上運航）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
27.2%	97.3%	100%	100%	100%

[1] 概ね年間輸送人員 30 万人の一般旅客定期航路事業者
[2] Ａ事業者以外であって個人事業者、観光航路、季節運航航路、小規模航路を除いた一般旅客定期事業者

（国土交通省）

津波対応シート（外国語版）の配布件数

（※平成 29 年より配布開始）

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0 件	0 件	0 件	2175 件	2774 件

（国土交通省）

全国の海運事業者による津波避難訓練実施件数

（※海事局調べ。本施策として平成 28 年より集計開始）

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
0 件	0 件	67 件	98 件	101 件

（国土交通省）

イ 大規模災害時の船舶の有効活用

○ 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、地方運輸局等で行われた防災訓練や国土交通省が主催した机上演習で活用する等、データ内の情報の質の向上や運用の改善を図った。

船舶の平時事業からの離脱の円滑化に向けた取組としては、標準運送約款見直しを行った。

また、地方公共団体向け「大規模災害時における船舶活用セミナー」の実施等、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進めている。

さらには、国土交通省は、警察庁、消防庁、防衛省、及び民間フェリー事業者と連携し、南海トラフ地震及び首都直下地震発生時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するため、「広域応援部隊進出における海上輸送対策」を講じることとし、人命救助のために重要な発災から 72 時間を考慮した迅速な広域応援部隊の輸送を実現させるため、平成 28 年 12 月に国土交通大臣より旅客船事業者団体等に対して発災時の広域応援部隊の優先的輸送への協力の事前要請を行うなど、災害時における迅速な海上輸送の実現に向けた体制の強化を図っている。

（国土交通省）

○ 活用ニーズに応じた船舶の候補を迅速に抽出するマッチングシステ

	ムの防災訓練等での活用や都道府県防災担当者を対象としたセミナーの開催、関係省庁・事業者による定期的な合同図上訓練の実施といった取組等により、大規模災害時の船舶の有効活用について円滑に行える体制を推進することができた。 　その結果、平成30年９月６日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道と本州を結ぶフェリー・RO-RO船各社が、通常どおりの運航を続けながら災害派遣関連輸送を実施し、災害派遣隊などの人員約 4,500人、消防車、電源車等緊急車両や支援物資を運ぶ貨物車両を約 1,800台輸送することができた。 （国土交通省） <u>関係省庁・事業者による定期的な合同図上訓練の実施</u> 実施年月 平成30年２月　５府省庁、２事業者団体、７事業者が参加し、南海トラフ地震を想定した広域応援部隊の速やかな輸送のための、船舶の空きスペースに係る情報集約と輸送調整に係る図上訓練を実施。 平成31年２月　５府省庁、２事業者団体、７事業者が参加し、首都直下地震を想定した広域応援部隊の速やかな輸送のための、船舶の空きスペースに係る情報集約と輸送調整に係る図上訓練を実施。 （国土交通省） <u>地方公共団体向け「大規模災害時における船舶活用セミナー」の実施</u> 実施年月 平成30年３月　国土交通省における取り組みを地方公共団体等と共有・連携することにより、それぞれの地域特性にあった船舶の活用に向けた検討を深化させるため、都道府県防災担当者を対象としたセミナーを開催。 （国土交通省） <u>標準運送約款及び標準内航運送約款の一部改正（平成31年２月28日改正、４月１日施行）</u> 　標準運送約款及び標準内航運送約款において、天災や火災が発生したなどの特別な場合は運航の中止・変更等の措置が可能である旨を規定しているところ、当該措置が可能な要件として災害時の緊急輸送を追記。 （国土交通省）

４ 船舶の安全性の確保

（３）外国船舶の監督の推進

○　船舶の構造・設備等については、ＳＯＬＡＳ条約等の国際条約に定められているが、サブスタンダード船が人命の安全や海洋環境等に多大な影響を及ぼす重大事故を引き起こす可能性がある。このようなサブスタンダード船を排除するため、関係条約に基づき外国船舶の監督（ＰＳＣ）を推進した。

さらに、アジア太平洋地域の各国が加盟する東京ＭＯＵの枠組みに基づき、加盟国等の研修生を我が国に受け入れる訓練コースを実施するとともに、我が国の専門家を加盟国等に派遣する等の国際協力を通じてＰＳＣのレベルアップを図った。

我が国において、重大な欠陥があったため是正命令等の処分をされた外国船舶は、平成 30 年には約２％にまで減少しており、日本に入港する外国船舶の質の向上が図られている。

日本に入港する外国船舶の質の向上は、海難の防止に大いに寄与するところである。

（国土交通省）

日本に入港する外国船舶に対する処分率

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
3.90%	3.30%	3.30%	1.97%	1.93%

（国土交通省）

日本に入港する外国船舶に対する検査隻数

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
5,337 隻	5,400 隻	5,438 隻	5,439 隻	5,137 隻

（国土交通省）

研修生の受け入れ実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
19 人	22 人	24 人	24 人	24 人

（国土交通省）

専門家派遣実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
３か国	４か国	４か国	２か国	３か国
４人	７人	７人	４人	５人

（国土交通省）

5 小型船舶の安全対策の充実

（１）小型船舶の安全対策の推進

エ 河川等における事故防止対策の推進

○　川下り船の事故防止のため、毎年４月から８月に関係省庁・団体と連携し、「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施しており、その一環として全国の川下り船事業者を訪船し、船頭の技能水準の確保、危険箇所の把握、救命胴衣の着用などを内容とする「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づき安全運航に関する指導を実施した。

　また、河川・湖を航行するプレジャーボートや漁船の所有者等に対して、船舶検査の受検やライフジャケットの着用等の遵守事項の周知啓発、パトロール指導を実施し、各河川等の安全周知活動を行った。

　関係省庁や団体と連携した小型船舶安全キャンペーンによる周知啓発活動を継続的に実施することにより、河川・湖を航行する小型船舶の所有者等の安全意識の向上に寄与していると考えられる。

　また、「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づき、すべての乗船者への救命胴衣の着用等の安全対策を徹底し、事業者に安全運航や乗船者の安全確保に向けた取組を講じさせることにより、川下り船事故の再発防止に寄与しているものと考えられる。

（国土交通省）

平成 28～30 年度の死傷者を伴う川下り船の事故数：０件
（※海上運送法の適用事業者からの報告による件数）

（国土交通省）

小型船舶の安全キャンペーンによる周知啓発・パトロール活動実施回数

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
677 回	657 回	810 回	531 回	486 回

（国土交通省）

安全キャンペーンにおける川下り船訪船事業者数

（国土交通省）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業者数	124 事業者	112 事業者	84 事業者	79 事業者	53 事業者
うちガイドライン適用事業者	13 事業者	13 事業者	13 事業者	12 事業者	11 事業者

（４）ボートパーク、フィッシャリーナ等の整備

ア ボートパーク等の整備

○　港湾区域内の放置艇を解消するため、必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパーク等に、プレジャーボート等の収容が図られるよう取り組んだ。

（国土交通省）

イ フィッシャリーナの整備

○　漁港においては、漁船とプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため、プレジャーボート等の収容施設の整備や既存施設の活用を推進した。

　また、平成 31 年４月、漁港の有効活用を図るため、漁港水域や

漁港施設の占用許可期間の延長、プレジャーボート収容のための施設や用地の貸付、補助金返還の緩和措置などの規制緩和を行った。

（水産庁）

ウ 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

○　港湾法に基づく放置等禁止区域は、全国 42 港湾管理者が指定（平成 30 年度末時点）。

（国土交通省）

○　漁港漁場整備法に基づく放置等禁止区域は、全国で７９２漁港が指定されている（平成 30 年度末時点）。

（水産庁）

６ 海上交通に関する法秩序の維持

○　海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、船舶への立入検査を実施する一方、取締りの実施により、海事関係法令違反で違反者を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法や海事関係法令の遵守等安全指導を行った。さらに、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの無謀な操船を行う者に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施するなど、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めた。

港内、主要狭水道等船舶交通がふくそうする海域においては、巡視船艇による船舶交通の整理・指導及び航法違反等の取締りを実施しており、特に、海上交通安全法に定める 11 の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導・取締りを行った。

このほか、年末年始などに多客期となる旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等では窃盗等の犯罪が発生するおそれがあるほか、テロの対象となる危険性や船内における事故発生の可能性が高くなることから、海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒及び安全指導」などを実施し、必要に応じ旅客ターミナル等における警戒を実施するとともに、不審事象を認めた場合や犯罪・事故等が発生した場合には、直ちに海上保安庁に通報するよう指導を徹底した。取締りの実施により、海事関係法令違反の抑止又は是正が図られた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会及び訪船指導の実施をそれぞれ実施し、地域の特性に応じた航法や海事関係法令の遵守について指導できたと考えられる。

さらに、海上交通安全法に定める 11 の航路については、常時巡視船艇を配備して指導を行い、法令の遵守意識の高揚につながったものと考えられる。

（海上保安庁）

海事関係法令違反の送致件数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
送致件数	－	3,223 件	3,530 件	3,466 件	3,439 件

（海上保安庁）

海事関係法令違反の警告措置件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
警告措置件数	－	1,507件	1,526件	1,679件	1,500件

（海上保安庁）

立入検査実施隻数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪船指導	－	33,615回	35,242回	3,6040回	3,5622回

（海上保安庁）

海難防止講習会の開催状況

	平成23年	平成24年	平成26年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
開催回数	1,207回	1,252回	1,393回	1,511回	1,730回	1,446回	1,851回	1,755回
受講者数	44,333人	49,086人	46,485人	55,553人	55,651人	38,751人	55,472人	53,146人

（海上保安庁）

安全運航に関する指導隻数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
指導隻数	39,469隻	37,875隻	38,175隻	35,299隻	37,776隻	35,749隻	36,304隻	35,541隻

（海上保安庁）

8 被害者支援の推進

○　タンカー積載油及び船舶の燃料油による汚染損害について、船舶油濁損害賠償保障法（油賠法）に基づき、一定のタンカー及び外航船舶に対して保険加入の義務付け等を措置することにより、確実な被害者補償を図っている。

（国土交通省）

○　船舶による旅客の運送に伴い発生し得る損害賠償に備えるため、事業許可を行う際に保険契約の締結を条件とするとともに、旅客定員 12 人以下の船舶による届出事業についても運航を開始するまでに保険を締結するよう指導することにより、事業者の損害賠償の能力を確保している。

（国土交通省）

○　業界団体に対し、プレジャーボート保険への加入の必要性をユーザーに周知するよう指導を行っている。

（国土交通省）

○　公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成 24 年４月に、公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等に対し事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な機関の紹介等を行った。

（国土交通省）

○　公共交通事故発生時に、被害者等へ相談窓口を周知するとともに被害者等からの相談に対応した。また、平時においても、支援に当たる職員に対する教育訓練の実施、外部の関係機関とのネッ

トワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画の策定の働きかけ等を行った。

（国土交通省）

○　船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約の締結は確実になされており、同法が義務づける保険に未加入の船舶による油濁事故は発生していない。

（国土交通省）

○　事業者の損害賠償能力の確保に関して、特段の問題は発生していない。
　プレジャーボートによる人身事故や物損等で生じた損害の賠償への対処は重要であるため、引き続き、保険加入の促進に向けた取組を行うこととしたい。

（国土交通省）

○　公共交通事故被害者支援室において、重大な公共交通事故発生時に、被害者の搬送先病院等における支援活動及び相談窓口の周知活動を実施した。また、平時においては、支援にあたる職員に対する教育訓練の実施、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画の策定促進等を行っており、今後も取組を進めていくことが必要であると考えられる。

（国土交通省）

公共交通事故被害者支援研修の実施

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施件数	２件	２件	２件	２件	２件
参加人数	41 人	42 人	38 人	40 人	36 人

（国土交通省）

外部の関係機関とのネットワークの構築状況
・平成 26 年３月に、公共交通事故による被害者支援のネットワークの充実・強化を図るため、本省で「公共交通事故被害者等支援ネットワーク会議」を開催し、以降、年１回程度開催。
・平成 26 年３月までに、地方運輸局等において、全ての都道府県で被害者支援連絡協議会に加盟。

（国土交通省）

公共交通事故被害者等支援ネットワーク会議の開催

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催実績	１回	１回	１回	０回	１回

（国土交通省）

公共交通事故被害者支援フォーラムの開催

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催実績	０件	10 件	10 件	10 件	10 件
参加人数	０人	746 人	689 人	882 人	507 人

（国土交通省）

公共交通事業者による被害者支援計画の策定促進（旅客船事業者）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

策定数	4	4	0	3	2

（国土交通省）

9 船舶事故等の原因究明と再発防止

（1）事故等の原因究明と再発防止	○　船舶事故及び船舶事故の兆候（船舶インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、VDR、AIS 等の航海機器の調査研究により分析能力の向上に努めた。 （国土交通省） ○　事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求めた。 （国土交通省） ○　過去の事故等調査で蓄積された知見に基づき、特定の事故類型について、その傾向、問題点、防止策を分析し、事故等調査結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌（ダイジェスト）を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行った。また、各海域での船舶事故等の再発防止に資するため、全国 8 カ所の地方事務所で地方版分析集を発行した。（国土交通省） ○　過去の事故等調査で得られた分析技術、事故分析結果等の総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に活用するとともに、データベースの整備等に努めた。 （国土交通省） ○　これまで蓄積した事故調査分析等データをもとに、国内の地図上に過去の事故発生場所等の情報を表示するとともに海域の危険性なども一目で分かるようにした「船舶事故ハザードマップ」を、日本語版とともに、国際的な船舶の安全航行に資するよう、日本独自の取組としてグローバル版を、モバイル版とともにホームページで運用した。 （国土交通省） ○　船舶事故等について、エンジンの故障部位（部品）や付属機器等から対象事案を検索し、利用目的にあった報告書を活用できるようにした「機関故障検索システム」を、平成 31 年 4 月にホームページで運用を開始した。 （国土交通省） ○　SOLAS 条約に基づき、複数の国が関連する船舶事故等の調査を確実に実施し、必要に応じて安全勧告を行うとともに、IMO 規制実施小委員会（III）、国際船舶事故調査官会議（MAIIF）及びアジア船舶事故調査官会議（MAIFA）等における事故等調査に関する検討に参加し、情報交換等を行った。また、国際運輸安全連合（ITSA）会議に参加し、事故調査に関する幅広い意見交換及び情報共有を行った。 （国土交通省）

<table>
<tr>
<td>（２）海難事故の解析等の推進</td>
<td>○　海上技術安全研究所に設置されている「海難事故解析センター」において、国土交通省における再発防止対策の立案等への支援を行うため、事故解析に関して高度な専門的分析を行うとともに、重大海難事故発生時の迅速な情報分析・情報発信を講じた。
　海上技術安全研究所は、運輸安全委員会等から多数の海難事故調査を請負い、同研究所からの解析結果は運輸安全委員会の報告に活用され、事故原因究明及び事故対策の確立に資する成果を上げて海難事故の防止に貢献した。
　海上技術安全研究所は、運輸安全委員会等から委託を受けて、多数の海難事故調査の解析を実施している。
・旅客船衝突事故に係る客室内の椅子の取付強度等に係る解析調査
・コンテナ船衝突事故に係る解析調査
・漁船沈没事故に係る解析調査
・大阪湾における船舶の走錨に係る解析調査
・油タンカー走錨事故に係る解析調査
・船舶衝突事故に係るレーザ製品の性能等に関する解析調査　等

<table>
<tr><td></td><td>26 年度</td><td>27 年度</td><td>28 年度</td><td>29 年度</td><td>30 年度</td></tr>
<tr><td>調査件数（請負）</td><td>４件</td><td>５件</td><td>２件</td><td>１件</td><td>６件</td></tr>
</table>
（国土交通省）</td>
</tr>
</table>

第６章　　まとめ

第 10 次交通安全基本計画の平成 28 年度から平成 30 年度の３年間の各種評価は既に記載したとおりであるが、計画における「１．海難等のない社会を目指して」にあるとおり、

○　海難の発生を未然に防止する。

○　乗船者等の迅速かつ適確な捜索救助・救急活動を推進する。

という２つが計画の目指す方向性であり、それに向かって推進している各種施策を、以下のことに留意しつつ、今後も引き続き推進していく必要がある。

１　海難の発生の未然防止

我が国の周辺における船舶事故は、近年、減少傾向にあるが、毎年約 2000 隻もの事故が発生しており、死者・行方不明者も多く発生していることから、引き続き様々な形態の船舶に応じた対策を講じていくことが重要だと思われる。

船舶事故の約７割を占めるプレジャーボートなどの小型船舶の事故を未然に防止するためには、日頃から船体・機関の整備・点検を行うほか、発航前検査や適切な見張りの実施等の遵守事項を確実に行うことが効果的であることから、引き続き、積極的な周知啓発を図っていく必要がある。

このほか、近年、水上オートバイ、カヌー、ミニボート等のウォーターアクティビティが活発に行われ、海に関する備えが不足したまま事故に遭うケースが多数見受けられることから、海上保安庁では、国及び民間の関係機関・団体によりとりまとめた、推奨される装備品、海へ出る前の点検箇所などの安全情報を「ウォーターセーフティガイド」として公表している。

また、貨物船等の大型船舶による海難は、衝突海難の割合が高い傾向にあることから、常時適切な見張りの徹底や船舶間のコミュニケーションの促進などの周知啓発を引き続き推進していく必要がある。

平成 30 年においては、発生した台風・異常気象の影響による船舶海難が例年に比べ増加したこともあり船舶事故が増加したが、今後も関係省庁や関係機関が連携し、船舶の種類や活動シーズンに応じた船舶事故防止施策について、様々な手段を用いて展開することにより、船舶事故の防止に必要な各種取組を継続していく必要がある。

２　乗船者等の迅速かつ適確な捜索救助・救急活動の推進

目標として掲げている救助率 95%以上は達成しているが、更に救助・救急活動を充実させるべく、海難情報の早期入手体制の強化を図るとともに、迅速適確な救助勢力の体制充実・強化を図るべく、・救助勢力の早期投入・海難救助体制の充実強化・救急救命措置の質的向上・洋上救急体制の充実・海難救助体制の連携、といった各種施策を引き続き推進していく必要がある。